

平成 1 9 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会
議事日程 (第 2 号)

平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日

日程第 1 一般質問

平成 1 9 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 1 2 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 1 2 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日	午前 1 1 時 4 7 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日	午後 3 時 4 9 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会議録署名議員	10番 中山美博
	11番 荻原達久

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	茂木利秋
係 長	茂木康生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副 町 長	中山 悟
教 育 長	高山佐喜男	総 務 課 長	古 越 敏 男
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	土 屋 敏 一
教 育 次 長 併任こども課長	荻 原 眞 一	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 19 年 12 月 10 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀千恵子君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第 1 一般質問 - - -

○議長 (内堀千恵子) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
41	1	武 井 武	平成 20 年度予算編成方針は
57	2	笹 沢 武	町体育施設の改修、改善について問う
			中学校建て替え計画の体育館の在り方について問う
64	3	古 越 弘	御代田町の国民健康保険税の実状と見通しについて
			建替中学校体育館について
76	4	柳 澤 嘉 勝	国保税と介護保険料を抑制する政策を
89	5	市 村 千恵子	多重債務者の相談窓口の設置を
			高齢者を取り巻く医療制度改悪の中味は

順次発言を許可いたします。

通告 1 番、武井 武議員の質問を許可いたします。

武井 武議員。

(3 番 武井 武君 登壇)

○3 番 (武井 武君) おはようございます。

議席番号 3 番、通告 1 番、武井であります。

私の今回の通告は、通告書のとおり、「平成20年度予算編成方針は」ということで、少々町長にお聞きをしてみたいと思います。

この平成20年度予算編成方針につきましては、茂木町長になりまして初めての予算編成であるかなと、このように思うわけであります。

昨年当初予算につきましては、町長選等がございまして、暫定予算あるいは骨格予算でスタートをし、6月の補正予算において町長の政策等が盛り込まれてきたかなと、このように思うわけであります。

そこで、町長にお聞きをしてみたいわけですが、町長が選挙公約に掲げました重点6項目ということで、公約を掲げられまして、当選をされました。その中で、公約どおり行っているもの、あるいはもう公約を撤回をし、180度転換をしたもの等々があるわけであります。そこで、選挙公約に掲げたそのことを、いかに実行に移すか、これは当然、20年度の当初予算編成方針に盛り込まなければならない、このように思っているわけであります。

そこで、その20年度の予算編成方針は、何をもとに、何を基本に編成方針を決めたか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、この予算は、何の政策、町政をどのような方向にもっていきたいのか、あるいは具体的に、何の事業を重点視あるいは重点施策として予算編成方針に盛り込んだか、まずこの2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

まず、予算編成方針ですけれども、予算編成につきましては、先の12月4日の日に、予算編成会議等を実施をいたしました。そのときの考え方といたしまして、国の取り組み、それから現行の状況等を勘案した中で、どうしていったらいいのかということです。それで、当町の財政状況につきましては、先の招集のときの議案質疑のときにご説明いたしました、91.7%という経常収支比率があるわけですが、この経常収支比率に基づきまして、今後、改善はされていくということで、私の方からご説明を申し上げました。そして、当町につきましては、公債費は19年度がピークとなり、平成20年以降は減少に転じ、それから人件費等については職員数の減少や、給与・手当等の減額により、横ばいあるいは減少となり、義務的

経費は総体的に減少をしていきます。という状況であります。このため、平成20年度以降、投資的経費あるいは新規事業に充当できる一般財源がある程度担保されてきていると考えております。これは自律協働のまちづくり推進計画を着実に実行してきた成果によるものと考えます、ということで、今後の財政見通しにつきましては、自律協働のまちづくり推進計画を着実に実行してきたということで、予算に反映をしていきたい、それからどういうものを基本に予算を立てるのかということですが、予算につきましては、確かに町長が代わりまして、町長の選挙公約等あるわけですが、当町には第4次長期振興計画という計画がございまして、その計画に基づきまして今回も実施計画を立てました。その実施計画につきましても、町長査定等を経まして実施計画を行っております。

その20年度の基本的な考え方といたしまして、平成20年度予算につきましては、平成21年度から御代田中学校の建て替え事業、それからまちづくりの交付金事業等、大型事業の準備期間として位置づけるということで、21年度から中学校の建て替え、それからまちづくり交付金事業も約5年をかけてやるということの中で、大型事業が始まります。そのための準備期間、助走の期間として位置づけて、事業実施をしていきたいというふうに考えております。そしてあわせまして、先ほど申し上げましたけれども、当町には第4次長期振興計画の前期基本計画がございまして、その長期振興計画、それから自律協働のまちづくり推進計画をベースとして、予算編成をするということで、予算編成方針を全課に伝え、編成をしていただくということでもあります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） そのとおりだと思います。予算編成につきましては、御代田町の先ほど財政課長、答弁のとおり、自律協働のまちづくり推進計画、あるいは第4次長期振興計画に基づいて、それを本当に基本のベースとして予算編成をするのが基本であると思うわけでありまして。

そこで、町長に3月定例会あるいは6月定例会で一般質問をさせていただきました。全然その計画どおり、計画書を無視をしているような政策であります。その関係につきまして言いますと、その自律協働のまちづくり推進計画につきましては、4個の柱というか、4つのことを基本につくられているわけでありまして。その1つが、これはもう合併を、任意協議会から離脱し、あるいは御代田町が自立をしてい

くには、どうすれば自立ができるかということで、平成16年度を初年度として、自律協働のまちづくり推進計画を立ててきたわけであります。それで先ほど財政課長が答弁されたように、着実に御代田町が自立に向けて歩みだしたわけであります。ところが、今年の2月、町長選におきまして、新しい茂木町長が誕生をいたしました。その茂木町長の政策手腕につきましては、第4次長期振興計画も無視、自律協働のまちづくり推進計画も無視をするような町政を始めてきているわけであります。この中を見させていただきますと、計画策定の基本原則、4原則を堅持し、特に受益者負担の原則、負担公平の原則に留意します、ということであらうであるわけであります。

それから、健全財政運営の原則、費用対効果適正の原則ということで、このものができております。当然、着実に進めていくわけで、進めていくということでございますけれども、まずこの中に、歳出で普通建設事業費、平成18年度は焼却施設建設事業を見込む、あるいは21、22年度に、先ほど答弁がありましたとおり、中学校建設事業を見込むと、自立推進計画にはあるわけであります。その中で、中学校建て替え事業につきましては、着実に基本設計あるいはプロポーザルを次ぎまして、基本設計に向かっております。ところがその18年度焼却施設事業の中で、ごみ処理施設の関係につきましては、すべて白紙に戻し、今度のいまのお話を聞くと、この重大な問題のごみ処理施設をどういうふうにするか、一つもこの予算編成方針に載ってこないということ、それから先ほど申されたとおり、91%の経常収支比率が高くなって、91.7%になってしまった。これはこの前質疑の中で、理由等はお聞きをしました。無理もないことかなと。20年度以降になればそれも戻ってくるだろうなあというふうに考えております。

そこで、町長にお聞きしたいわけですが、町長はこの自律協働のまちづくり推進計画、財政推進計画を立てたわけですが、いま現在、着実に進んでいるとは申せながら、今後この計画の中で、町民の皆さんが一番困っているごみ処理施設計画を、20年度予算の中でどのような位置づけにし、どのような方向で進めるか、具体的をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員のご質問にお答えしたいと思います。

この3市町で進めて、小諸市、軽井沢町と御代田町で進めてきたごみ焼却場の建設については、私が選挙公約として苗畑跡地での建設は見直すということで、この計画については白紙に戻しております。

一番このごみ焼却といいますか、ごみの処理の問題で重要な問題は、確かにそうした、どうした方法を選択していくかということがありますけれども、一番の問題は、このごみ処理を確実に将来的に不安のない方向で確実に処理するということが、また、安全、またそうしたコスト面での経済性、こうした面から、確実に処理していくというのがこの問題の一番根本的な問題だというふうに思っています。いずれにしても、このごみ焼却場の建設につきましては、御代田町単独であるのであれば、御代田町の計画どおり進むわけですけれども、しかし、これは3つの自治体の協議の中で実施していることでもありますので、これについてはきちんと、今後の3市町での協議を通じて、その方向性を出していくというふうに考えています。

また、いま長期振興計画との関係で、私の進めてきたことが、いろいろなことを無視しているということでありましたけど、具体的に言うのであれば、大変ありがたいわけですけれども、ただ、御代田町のそうした長期振興計画や、それからいろいろなこの実施計画を定めてやっていますけれども、この際、それを実施する際に、何を重視すべきかという点で、私は2つの問題があると思っています。それは当然、御代田町が現在、そうした自律協働のまちづくりを進めて、人口も増え、また子どもの出生率も県下ナンバーワンということで、いろいろな意味で発展をしていますけれども、こうした御代田町の独自の努力によって、方向性といいますが将来性を見据えて実施ができる、そういう面と、もう1つの面は、国と県の動向をどう見るのかという点があります。ですから、ただ単に現在の町の財政状況がどうかというだけで、その長期振興計画またその実施計画などを実施していくうえで、それだけでやはり見たのでは大きな間違いであって、国、県の動向ということをしっかり見る必要があるというふうに思っています。

それは、私が11月28日の全国の町村長が集まった全国町村長大会での決議の中でも、その冒頭で『果たして町村はこのまま存続し得るであろうか』という、非常にショッキングな書き出して始まっています。このまま町村は生き残ることができるのかということが、全国の町村長の認識ということで決議をされましたけれども、それは全国的にはこの平成の大合併によって、2,500ほどあった町村の数が、

いまや1,018に大きく激減してしまったと。そして、その小さな、財政力の小さな町や村にとって、その合併によって夢や希望が持てたはずですけども、実際には大きく違ってしまったと。それがこの、果たして町村がこのまま存続し得るかというショッキングな表現として表れておりました。この表には、三位一体改革によるこのわずかな税源移譲に加え、5兆円を超える地方交付税の削減によって、自主財源に乏しい町村が、かつてない財政的な苦境に追い込まれているという現実があります。これについては、御代田町についても決して例外ではありません。

したがいまして、御代田町の来年度の予算編成方針では、これからの予算編成を進めるにあたって一番重視していることは、この国や県の動向をしっかりと見極めて、誤りのない選択をしていくことだというふうに思っています。

したがいまして、いま国勢がいろいろな意味で混乱をしている中で、本来決まってくるべきものが決まらなかつたりして、来年実施、4月の予算編成に、町としても大きな障害となっています。したがいまして、こうした国や県の動向をしっかりと見て、それはたとえ実施計画に載せてある事業であっても、また、来年度から実施することが計画され、予定されている事業であっても、この動向を見極めて対応しなければ、大きな失敗になってしまうだろうと。そういう意味では、より長期的な意味での町民の皆さまの利益になるかどうかを考えたときには、当然、前に進む勇気も必要ですけども、撤退する勇気も必要だと。そういう意味で、広い視野で日本全体の動向を見つめる視点とともに、そうした柔軟な対応というものが住民の暮らしに責任を負う地方自治体にはいま求められているというふうに思います。そうした意味で、きちんとそこら辺を見極めて、責任ある予算編成をしていきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） そのとおりですよ、町長。それには、何が一番大切かということになりますと、いかに御代田町をこの第4次長期振興計画もそうですし、この自律協働のまちづくり推進計画もそうなんです。国県あるいは世界的情勢をきちんとその時点その時点で捉えて、それでこの御代田町はどういう方向に進めば第4次長期振興計画に然り、自立推進計画に然り、きちんとこういう方向に進めば、10年間はこの方に行こうというものが、議会全員で町長も議員のときには何の抵抗もなく、長期振興計画、第4次長期振興計画はきちんと定められたわけでありまして。

その第4次長期振興計画を定めるには、自律協働のまちづくり推進計画が一番のベースになっていたわけです。その前には第3次長期振興計画がベースになり、この自立推進計画ができたんですよ、町長。だから国県の動向をいまから見定める、見据えてじゃなくて、この計画を立てるときに、もうその三位一体の改革、補助金、地方交付税が減少になる、税源移譲は、これはわずかだけれども出てくる、そういうものをきちんと見据えた中で、この自立推進計画もできて、住民の皆さんに、自分でできることは自分でやってほしいと、地域でできることは地域でやってほしい、受益者負担の原則で、受益を受ける者は当然負担してほしい、補助金も不要な補助金は削っていきます、きちんとそれで書いてあるんです。ちょっとこれ、見たことありますか。これを見れば、町長の6項目の公約は、ああいう無鉄砲な公約は立てられないはずなんです。環境に配慮したまちづくりをします、景観に配慮したまちづくりをします、共有財産を活用したまちづくりをします、これは苗畑の有効活用と書いてあるんですよ、町長。これ全部町長はやめましたと。いま初めてできるのは、子育て支援のまちづくり、これは今度町長、就学、小学校卒業までやりますと、だけど、町長の新聞を見せていただきますと、400万円で就学前までできると書いてある。この前の予算、当初予算を、補正予算といいますか、を見せてもらったのを見ると、860万円、小学校前、倍、全然町長の見積りの仕方がおかしいわけですね。それから福祉のまちづくりをします、健康に暮らせるまちづくりをします、産業振興のまちづくりをします、いっぱい書いてあるわけなんです。それで財政推計はこうなります、それで10年間で8億何千万円足りません、8億4,000万円足りません、ですけれども、いろいろな行政、皆さんにその先ほど申し上げました苦勞をお願いをすれば、最終的に10年後には8億6,244万円の財源が浮きますというふうになっているわけです。ですから、その計画も、平成20年度で半分終わるわけなんです。半分。16年ですから、16年度、17年度、18年度、19年度、20年度、ぼつぼつこの計画も本当に着実に確かに財政課長の言うとおりに、着実に進んでまいりました。ですけれども、先ほど町長が言われたとおり、国の動向や県の動向も変わってくる、財源推計、見直してみましたか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

財源推計を見直したかということなんですけれども、当初、武井議員さんが総務課長をされておられまして、それで私自身が自立推進係長ということで、この自立推進計画を立てました。その自立推進計画の中には、ごみの焼却場、それから中学校の建て替え事業、この事業を含めて事業を実施するということを前提に、事業費を盛り、それをやったあかつきには、事業費が足りないということで、いろいろなご負担、それから人件費等を含めまして、職員、一般の経常経費等も削るということで、最終的に約10億円近い財源を生みだして、事業を実施していきたいということででき上がってきております。これは武井議員さんがおっしゃっているとおりでございます。

そして、そのことにつきましては、私もずっとかかわってきておりまして、着実に実行がされてきております。むしろ、予想しているよりも財源としまして上がってきていると。これは税が増えてきているということもあるんですけれども、いろいろな面でやはり御代田町が発展をしてきているという部分のところもあると思われれます。それは使用料、手数料等についてもそういう状況があります。

そのような中で、財源推計の見直しをしたかということなんですけれども、財源推計につきましては、これは毎年実状に合わせまして逐次いわゆる見直しをしてきております。その中で自律協働のまちづくり推進計画と同じか、またはそれ以上に御代田町の財政状況はある程度改善をしてきているというふうに、財政当局ではそういうふうに捉えてきております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） いま財政課長の話によりまして、税収も伸び、自主財源がわりあい伸びつつあり、健全な財政の方向へ向かっていると。大変うれしい、いいご答弁をいただきました。

そこで、町長、そういうふうに変わりつつあるんですよ。それで決して町長にいちやもんをつけるわけじゃないわけでございますけれども、こういう古いチラシをまた楽しみながら見させていただきますと、非常におもしろいことが書いてあるんですよ、これに。

土屋町長6年間で増えた私たちに負担、「下水道料金の値上げ」「保育料」「国民健康保険料」「介護保険料」「スポーツ施設使用料」、これは町の関係だからいいと思いますよ。特にここに書いてある「固定資産税」、これはこの前の新聞の中

で、これは対象にするには不適切だと、選挙が終わってもう2カ月も3カ月も経ってからそのようなものが出ました。固定資産税。固定資産税、先ほど国や県の動向を見ながらと、町長になりまして、固定資産税が下がりましたか。また町県民税は国の税制改正で増えましたよね。町長、もし、というか、今回の選挙のときには、また書きますか。町県民税が倍になります、固定資産税が何パーセント増えました、私の1年間で増えたもの、町民の負担の増えたもの、これを書いて町民の皆さんに出す気はありますか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いまのご指摘の点ですけれども、私はいろいろな場所での点については言っているわけですが、いま国の政治というものがいろいろな形で国民の負担を求めるということで、例えば来年4月から始めようとしている後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者からも、新たに保険料を年金から天引きで徴収する、また、70歳から74歳の高齢者に対しては、医療費の負担を1割から2割に、2倍に引き上げると。こうした国のやり方については、これは全国の自治体で、それに対して批判や反発が強まっているところであり、私としてはそうした政府によって進められている国民への負担、町民への負担については、大いに告発していくといえますか、知らせていく必要があると。そして、そういうことは非常に感じております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） ま、町民に知らせていくのは当然のことです、国の税制改正がありました。あるいは御代田町は独自に固定資産税の税率を決めてやっているわけじゃないですよ。これはもう国県のものによって、税法で決められたものを取っているわけですよ。一番高いのは、法人税だと思うんですよ。ね、だから、産業の何とかをやりまうとか書いてある。それで、しかも、ここにもあるんですよ、あるいはこういうものにも書いてあるんですよ。『予算を見直せば、住民負担は減らせます』と書いてあります。20年度の予算編成方針では、どこをどう見直して住民負担を減らすつもりでいるんですか。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） この際ですので、私が選挙で公約した子どもの医療費無料化の対象年齢の引き上げ、それから国保税や保育料の軽減、こうしたものをどういう形で

提案した、つまり、予算を見直して町民の負担を軽減するという内容について、少し説明させていただきたいと思いますけれども、それは私の選挙公約とその実施の方向性についての基本的な立場ということでもありますけれども、私がこのような住民負担の軽減が可能だということで選挙で公約した根拠としては、町として長い間実施してきたことによって、町政の発展にとって大きな弊害、障害となっていた同和対策事業を廃止することによって生まれる、この町にとって新しい条件、これをどのような形で町民の福祉の向上に結びつけていくのかということに、大きな着眼点があります。それはただ単に、この同和事業の廃止というものが部落解放同盟から町行政や職員に対する日常的な圧力や脅しによって町政が歪められ、また説明のつかない予算の支出が行われてきたことや、また職員にとっては4月の人事異動の時期になると、だれが同和対策課に行くのかということで戦々競々とする町の職員の皆さまに、同和対策課を廃止したことによって、安心して仕事ができるようになったということだけではなくて、町がこれから発展していくうえできわめて大きな障害物を取り除いたという意味で、重要な成果があり、そうしたこの条件を大いに生かしてこれからの町政の発展に繋げるというところに、本質的な内容があります。

これは、町が人権のまちづくりと言いながら、実際の予算の使い方が、部落解放同盟とその関係者を優遇してきたという意味で、本来の「人権」が持っていた意味とは違うものであって、人権とはかけ離れた偏った事業を進めてきたということだと思っています。

しかし、本来の人権のまちづくりとは、「人間として、また、人間らしく生きる権利を守る」ということであって、そうした意味から社会的弱者と言われる町民の皆さまに、温かい手を差し伸べる行政でなければならないというふうに考えています。それは地方自治法でも、地方自治体の役割として、住民の安全、健康、福祉の保持と明記していますけれども、そうした地方自治体としての本旨を発揮することが、真に人権を大事にするまちづくりだと私は考えています。

しかし、同和対策事業は、そうした社会的弱者といわれる方々を真に救済するものであったのかどうか、という検証が必要であると思います。町が実施した、この同和対策事業の廃止という意味は、真に人権を大切にする町政への転換であり、それは社会的弱者といわれる方々に行政として可能な限り温かい手を差し伸べる町政

への転換を意味しています。したがって、同和対策事業の削減によって生まれた4,000万円という新たな財源は、人権のまちづくりにふさわしく、可能な限り町民の皆さまの福祉の向上のために充てるべきだということから出発した選挙公約だという点を、ご理解いただきたいというふうに思います。

ですから、私は、今回この選挙公約でお示ししてある、その財政的な公約実現に向けた財源的な保証としては、同和対策事業に充てていた4,000万円の予算を、どう有効に可能な限り使うことができるのかという視点と、町長、副町長、教育長、3人の特別職の給与の削減によって生まれた577万円を、保育料の軽減にどのように振り向けることができるのかということが、この選挙で示した公約の内容であります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） そのように、最初からつじつまと申しますか、筋道を通して説明をいただければ、よくわかるんです。初めてなんです。その4,000万円を削ったのは読みました、同和対策事業全廃、全廃ですよ。同和対策事業は全廃しました。だけど、その予算、これこれ、人権のまちづくり、本当に町民弱者の皆さんのために、平等にやりたいんですということは、今回初めてです。この議会。いままでは、削った、削った、やめた、やめた、全廃した、そうじゃないですよ、町長、ね、人権問題、同和対策……町長、知っていますか、これ。第2次部落差別撤廃と、あらゆる差別をなくすことを目指す総合計画。こんなにあっちこっちに、こんな立派な計画ができていますよ。これも計画なんですよ、町長。ね。すべての計画、だから具体的に申す、町長、言わなくてもわかるでしょう、この計画もすべて無視しているんですよ。これ。町長。これ何て書いてあるかわかりますか。このものをつくる時に、どういう目的でどういうことをつくったか。それで、これは何年に決めるか、町長、ご存じですか、これ。この総合計画は。何年で、何年度を目標でつくったか。おわかりになりますか。それでこれをきちんと検証をしてみましたか。このとおりの計画で同和対策事業なり人権事業が進んできたのかどうなのか、町長はもう議員当時から同和憎し、運動体憎しで質問をされてきましたから、こんなことは全然眼中にないと思うんです。けども、町長になった以上は、町にどんな総合計画があり、健康づくりの計画もあります、どういう計画があってどういう事業をどのように進められているかということは、まず最初に検証すべきだと思うんで

すよ。町長、これ、ご存じですか。いつまでの計画か。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） いま示されましたものは、私も当然承知して読んでおりますし、ただそれがいつまでの計画かということについては、いま持ち合わせませんので、承知しておりませんけれども、しかし、この点について、これまでの答弁でも申し上げていますが、長期振興計画と私の公約との合致しない点は、その同和対策事業、いわゆる人権の項目にあります。それについては、来年度の前に、つまりだから今年度中にその長期振興計画については見直すということは、議会でも答弁させていただいておりますし、そのための準備を進めているところです。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） ま、計画は計画倒れになりつつあるわけですがけれども、特に茂木町長になってから、本当にこのいままで先人の皆さんがどんなものを検証しながら、どういうものを見据えながら、一生懸命になってつくってくれた計画なんですよ、これは。いいですか、ここに書いてあるんですよ、地对財特法の期限切れが、同和行政の終結を意味するものではありません。ましてや、部落差別が解消したことを意味するものではありません。特に差別意識に関しては、結婚問題や就職問題を中心に、依然として根深いものがあり、差別事件に関しても、近隣市町村や県内各地でも後を絶たず、当町においても例外ではありません。部落差別が存在する限り、国及び地方自治体は、部落差別を撤廃するための行政、すなわち同和行政を柱とした人権行政を、積極的に推進していく責務があります。これまでの同和行政の経験を踏まえながら、一般施策を活用して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための政策を推進しなければなりませんと、びっしり書いてあるんですよ。だから、運動体に補助金をうんと出せとか、あるいは削れとか、個人給付をしるとかやめるとか、4,000万円削ったから、ええ、広報でも何でもこちらの方へ使います、じゃないんです。この総合計画には、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための計画を推進しなければなりませんと。町長だってそのようにいま考えているわけですよ。当然だと思いますよ。ええ。それでこの計画は、来年度終わるんです、平成20年度。この総合計画。ね。この総合計画は、こんな立派なもので、これを一生懸命やろうとしてつくったわけです。まだよくわかりませんから、ここに本がございませぬからわかりませぬ。それじゃ町長、あまりにも無

責任すぎると思いませんか。

平成20年度でこの総合計画は終わるんです。新しい町長になって、この20年度、だから、21年度を初年度とするその人権政策、21世紀は人権の世紀だともいわれておりますけれども、この総合計画を来年度を準備期間としてつくる気はございますか。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） いま、ご指摘があったこの人権の問題をどうするのかという点ですけれども、人権の問題につきましては、当然、憲法でも、またいろいろな法律の中でも人権の問題に対する取り扱いについての規定がありますので、御代田町としては、そうした法律の範囲内で、また常識の範囲内でこの問題については推進をしていくということであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） それで、6月定例会に、9月定例会のときは私質問そんなにしなかったわけですけれども、一般質問やりませんでした。6月定例会のときに、町長に幾つも言いました。町長、先ほども言っていますけれども、同和予算を削って何々を増やしました。何々を削っていまも町長車、町長の給料削って、その保育料に充てます。予算というものはそういうものじゃないと思うんですよね。この前も言いました。一住民の皆さんから、私のところへ意見があったと。町長は何々を削って何々を増やしたいとよく言うが、予算というものはそういうものではないでしょう。町長、予算というものをお考えくださいと言っているんですよね。

それから、これも言いましたよ。苗畑への焼却炉の建設を白紙に戻せば、本当に町民の暮らしが楽になるんですかと。そういうふうに聞いたよ。これ、ま、学校給食は自校給食から共同調理場方式に、これもまあおかしな話で、私の6月定例会の一般質問のときには、町長どうして自校をしなきゃならないんですかと聞いたら、町長、まだ給食施設はつくって30年しか経っていない、30年しか経っていない、壊すのはもったいない、十分使えると思うから自校でやります。あ、そうですか、私は30年も経ったと、町長、言えないんですかと聞いた覚えがあるんですよ。ところが、9月定例会へ入ったら、3カ月も経たないうちに、はい、自校はやめまして共同調理場方式に私は決定しました。これはもうおかしな話じゃないですか。まことに町長、だから、ここにも書いてあるんです。学校給食を独自に調理すれば、

本当に町民の暮らしが楽になるとお考えですかと。同和対策費をすべて廃止すれば、本当に町民の暮らしが楽になるんですかと、こういうふうに書いてある。町長、これ、そういうふうに、私が6月定例会に質問したときに、町長の答弁はなかったですけれども、町長、本当にいまでも先ほども町民の暮らし、弱者救済といいますが、本当にそれだけをやれば町民の暮らしは楽になるというふうに、いまでもお考えですか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 町民の皆さまの暮らしを、どのような形で守っていくのかということですが、先ほども言いましたように、いま主にその国による地方交付税の削減、また、国が医療改正、また介護の関係でもどんどん変えてきていますけれども、例えばそうした中で、いま大きな問題になっているのが、療養病棟の廃止によって、大規模廃止によって、介護難民、また、医療難民が発生するということが、大きな問題、危惧されております。私どもはそうした国や県によるいろいろなこの改正によって、住民負担が増やされたり、また地方自治体としての運営で、いろいろな困難が持ち込まれているという現実がやはりあるというふうに思っています。そうした中で、地方自治体として、住民にもっとも身近な行政、また、もっとも身近な自治体であるこの御代田町が、そうした中で町民の皆さまの暮らしをどのような形で守る砦になれるのかということが、それはただ単に国や県だけではなくて、いまの社会経済情勢全般の中でいろいろな格差社会とか生まれている中での地方自治体としてどのようなことができるのかということでもありますけれども、いずれにしても、御代田町としては、町として町民の皆さまに責任を負える行政を進めるうえでは、いま当然進めているのが国や県のいろいろな補助事業、有利な事業をどれだけ取り入れて、町の予算の軽減を図るのかと、そういうことと、いろいろな意味でのその経費の節減をどのように進めていくのかということで、町としての財政の確保という点が、町民の皆さまへの一番の責任でありますので、そのような形で進めているところであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） 私、この9月にいただければ非常によかったわけですが、12月定例会でいただきました。平成18年度決算状況。つぶさに見させていただきました。確かに経常収支比率は高いなど。なぜこんなに上がってしまったかなと

いうふうに一瞬思ったわけです。だけでも、先ほど申しましたとおり、この経常収支比率については、財政課長の質疑の中でご答弁をいただきましたとおり、私も理解をさせていただきました。要するに、町長、私の一番言わんとすることは、これもよく言ってまいりましたけれども、夕張に学べじゃなくて、福岡の赤池町、赤池町に学べと。財政再建団体に陥った、それで財政再建計画を10年でもとの町に戻す。ところが、きちんと計画を立ててやったところ、2年も先に財政復興ができた。これは何かと。これはその……にも書いてございます。江戸時代に有名な人、上杉鷹山に学べということなんです。『為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり』、これはまるきりの計画行政なんですよ、町長。ええ。何でも計画なんです。思いつきのことでやったでは、本当にもうそこで終わってしまうんです。きちんとした財政計画を立て、何を立て、いろいろなものの町にある総合計画なり、一番のものは第4次長期振興計画ですよ。それも財政課長の答弁では、庁内の中で実施計画の中も見直していきましょと、見直しながら20年度の予算編成をしましょとということで、なったというけれども、いいですか、3年間の実施計画、3年導入後の実施計画は、県の中期計画でさえ、2005年6月県会で可決したとおり、基本計画も議決要件にしてあるんですよ。御代田町の長期振興計画は、構想の部分だけは議決を要する、基本計画は議決はいらんんです。ですけれども、説明責任、町長の言う説明責任、あるいは何責任、いろいろなものが町長ドク……町長ですから、やってもそれは構いませんけれども、議会というものがあることを十分頭の中に入れてほしいんです。ごみ問題然り、学校の給食問題然り、国保問題然り、何然り、町長がホームページで出すのはそれはいいですよ、住民の皆さん、町長こういうふうにするというけれども知っているかい、とてもじゃないけどわからないわな。何、議会に話はねえだかや、だって苗畑の話は、もう小諸市との手もしいたというので、もう町長とたばこ吸いながら話をした。23日の日に小諸市の市長あるいは軽井沢の町長と話したけれども、ごみ問題はごみ処理問題については、3市町の共同事業から外します、明日の新聞、武井議員見てもらえばわかる。町民に明日の新聞見て、何で3市町の共同事業を外さなければならねえだ、町民に聞かれたときに、我々は何と答弁するんですか。議会はそういうものではございませんと。議会に当然話が、そうしたら2~3日後に、やりました。それでその中の議会の要望で、ごみ処理、ごみの関係も可燃ごみの焼却関係だけではなく、廃棄物

全体を通しての3市町との共同事業でやってほしいと、議会から要望を上げたら、町長、あ、わかった、じゃあそういうふうにします。すぐそこどころどころ変わるんですよね。だから本当に、町長、どこに自分の真があって、何をやろうとしているか、全然わからない。

それで、同じことを繰り返し聞いていても仕方がございませんので、希望を申し上げまして終わりますけれども、町長は壊すことは上手なんです。計画でも何でも無視することは。自分の公約だって、ストーンと、私の6月定例会、自校給食どうするんですかと、いや、30年しか経ってないよ、あ、そうですか、今度9月定例会、え、共同調理場にした、それで広報に出たのは、思いっきり……。壊すことは上手なんです。本当に上手な町長なんです。だけれども、計画を遵守したり、あるいは計画をつくったり、あるいはその計画をもとにあるいは議会に説明することは、まことに下手なんです。まことに下手。町長は説明責任、説明責任とよく言いますが、これも前の町長にも、あなた町長全然説明責任を果たしていない、町はどのような方法で情報を流しているんですかと、オフトークで流しています、『やまゆり』で流しています、ホームページで流しています、「それだけで町長、足りると思いますか」という茂木議員は、そういうふうに毎日、毎晩多分聞いていたんですよ。だけれども、いまだかつて町長になったからといって、ただ町長のホームページをつくりました。ただそれだけなんです。何も変わりないですよ。新しい情報で、新しい情報を住民にどのような方法で伝達するなんていうことは、全然考えていないんですよ。旧態依然なんです。これはどういうふうに壊すか町長わかりませぬけれども、そういうことで本当にいい町政、いい政策を本当につくっていただきたいと、このように思うわけであります。

次の3月定例会に提出されるであろう20年度予算を、大いに期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告1番、武井 武議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前10時53分）

（休憩）

（午前11時05分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、笹沢 武議員の質問を許可いたします。

笹沢 武議員。

（4番 笹沢 武君 登壇）

○4番（笹沢 武君） 議席番号4番、通告2番、笹沢 武でございます。

今回は社会体育系の立場に立って質問をさせていただきます。

まず最初に、御代田町の体育施設は、1万4,000人人口の町としては充実した施設を持っているということは承知しておりますが、施設も長年使用しておりますと、改善改修が生じてまいります。そこで、まずB&G海洋センター及び勤労者総合スポーツ施設でございますが、現在休館日を除き、両施設とも年間315日使用しております。使用している団体でございますけれども、体育協会17団体617名、スポーツ少年団7団体372名、その他の団体63団体が利用させていただいております。また、今年度から硬式テニス部が加わりましたことから、テニスコートの改善を要望するものであります。現在のコートは全天候型であることと、コート内のひび割れが5カ所ほど発生しており、競技に非常に支障をきたしたり、選手の皆さんの膝、腰に負担のかかることから、人工芝にはり替えていただきたいという要望でございます。硬式テニス部員だけで70名の皆さんが熱心に練習をしております。また、体育館の隣、パイオニアセンターの床についても、非常に硬い床でございますので、これも改善が必要でございます。

次に、勤労者総合スポーツ施設でございますが、俗にやまゆり体育館でございますけれども、屋内体育館の床の沈みが多く見受けられますので、これも怪我のもとでございます。怪我をする前に是非改修が必要であります。また、キャットウォークに上がるのに、脚立がないと上がれない不便さもございます。両施設において、雨漏り、排水、トイレ等の修理箇所もありますので、利用者の利便性も十分に図ってほしいというふうに考えておりますが、その雨漏りとか排水、トイレについての答弁は結構でございますので、人工芝並びに床の改善についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それでは、まずテニスコートの件から、施設整備の経過、利用状況を含めましてお答え申し上げたいと思います。

海洋センターのテニスコートは、雨上がりでもすぐに使用できる全天候型のハードコートとして、昭和58年11月に開設し、この11月でちょうど24年が経過いたしました。この間、施設管理面では、平成7年にコート表面のトップコート塗り直しによる改修を行うなど、利用者のニーズにこたえてきましたが、改修後12年が経過し、トップコート面の磨耗による水たまりやネットポスト周辺部の亀裂が目立ち始めているところであります。

一方、利用状況を見ますと、この24年間で約12万2,000人、年間平均に換算しますと、毎年約5,100人の皆さんが施設を利用されております。近年における利用者数は、15年度に年間平均を大きく下回る3,700人まで減少いたしました。18年度には5,373人、19年度は新たな硬式テニスのスポーツ少年団が結成されたこともありまして、この11月末時点で5,746人に達し、年間利用者数はこの10年間でもっとも多い、6,300人を超えることが見込まれております。

ご質問のありましたハードコート等による利用者の事故、怪我の問題ですけれども、現在のコートは雨上がりでもすぐに使用でき、管理面においても樹脂系トップコートの塗り直しにより、機能回復ができるなど、ランニングコストを抑えられる利点があるものの、十分なクッション性が確保できないため、硬式テニスでもいえることですが、特に軟式テニスの場合、足腰にかかる負担が大きいといった、スポーツ医学上の問題もあります。

先ほど申し上げましたとおり、スポーツ少年団でも新たな硬式テニスの団が結成され、70名の児童生徒の皆さんが施設を利用しています。また、児童生徒以外の利用者はといいますと、中高年の皆さんが大部分を占めている状況にあります。今後、経年変化により、コート面の硬化が更に進むと考えられます。発達段階にある子どもたちや、中高年の皆さんの足腰に与える影響を考えると、早期に施設改修について検討しなければならないと思っております。

ご質問では、人工芝にはり替えられないかということでありましたが、サンドフィルコートという人工芝でありながら水はけもよく、クレーコートのような感触のものをはじめ、いろいろな種類のコートがあるようです。いずれにいたしましても施設改修の検討にあたりましては、業者の皆さんをはじめ、社会体育団体関係者皆

さまのご意見をお聞きし、財政状況等を勘案する中で、担当の社会体育係におきまして、利用面、維持管理面とも現状にもっとも適した改修計画を考えていきたいと考えております。

それと、2点目の問題ですが、修繕等含めてということになるかと思いたすけれども、施設の老朽化等に伴う維持修繕など、その必要性、緊急性のあるものについて、順次予算計上のうえ、計画的に実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 笹沢議員。

○4番（笹沢 武君） ありがとうございました。

これから改修計画を考えて取り組んでくれるというお話でございましたけれども、予定でいきますと、大体いつごろなんていうふうなことを聞いても、いまはお答えいただけないでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

できる限り早期に実施することを検討しなければならないと考えていますが、どのような方法で改修するかにもよりますし、その費用も大きく変わってきます。中学校の建て替え工事も控えておりますので、事業効果、緊急性等を勘案する中で、来年度の実施計画に上げて、実施していくような方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 笹沢議員。

○4番（笹沢 武君） ありがとうございました。

本当に前向きなお考えをいただきまして、大変選手の皆さんも喜ぶと思っておりますので、是非、すばらしいコートにさせていただきたいというふうに思います。

御代田町は、ご存じのとおり、非常にスポーツの盛んな町でございますし、町からの補助金も、ほかの市町村には見られないほど、いろいろな面でご援助いただいております。私どもも社会体育系にかかわる人間として、立派な子ども、あるいはまた、健全なる精神を持った子どもたちを育てるために、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに考えております。

順次改修計画を考えているというふうにおっしゃっていただきましたけれども、これは答弁はいいませんが、排水、トイレ、雨漏り等についても、是非状況を見て

いただきまして、順次修繕の方向でお願いしたいというふうに思います。

次に、平成21年度から予定されております中学校建て替え計画の中で、体育館のあり方について質問させていただきます。

中学校の体育施設ではありますが、社会体育系でも使用させていただきたいために、体育館にギャラリースタンドのある体育館にさせていただきたいというものでございます。

現在、基本設計段階に入っておりますが、1階は柔道、それから多目的ホール、2階はステージ付アリーナ、いわゆる屋内競技場とステージ、3階がキャットウォークと聞いておりますが、体協の役員並びに体育指導員、それから保護者の皆さまからは、せっかく新しくする学校の体育館でありますので、学校の体育館を社会体育系でお借りするわけでございますけれども、総合型スポーツ施設にさせていただきたいという、強い要望がございますので、その点のことをお聞きいたします。

よい施設にしておけば、レベルの高い競技会も招致できますし、全体のレベルアップにも繋がるものでございますので、総合型体育館、いわゆるギャラリースタンドの設置できる体育館にすることが可能かどうか、また、社会体育系でそれ等をお借りする必要があるんですけれども、その辺についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

今回、建て替えを計画しております体育館は、笹沢議員もご承知のことと思いますが、もっとも基本的な事項として考えなければならないことは、中学校の体育館として整備することが大前提にあるということでありまして。これは、学校教育施設として必要な面積、機能、設備を有する屋内運動場の整備を図るものであるということ、まずもってご理解いただきたいと思います。

しかしながら、中学校の体育館は、学校体育施設開放により、社会体育施設としても多くの皆さんにご利用いただいている実態があります。このため、現在検討作業を進めております基本設計において、ギャラリーとしての機能も考慮し、体育館の3階部分に設ける管理通路、いわゆるキャットウォークの幅を部分的に通常より広く確保することによりまして、競技の観戦場所や荷物置場としてご利用いただくことを考えています。

具体的に申し上げますと、キャットウォークの幅は1.5メートル前後とするのが一般的ですが、今回の計画では、ステージ部分を除き、北側と西側に最大有効幅で1.5メートルから1.8メートルのものを、東側にはギャラリー以外にトレーニングの場所としても利用できる、幅4メートルの広さとすることを検討しています。また、体育館アリーナの東側の廊下部分には、2カ所の階段を設置しまして、キャットウォークへの昇り降りがスムーズにできるようにも考えております。体育館の規模につきましても、現在の第1、第2体育館を合わせた以上の全体面積を確保しており、近隣地域の中学校体育館ではその生徒数等々比較いたしまして、もっとも充実した施設規模の体育館を整備いたしまして、学校体育の推進に資する考えであります。1階部分には、幅17メートル、奥行き30メートルのスペースに、柔道場や卓球台が8台置ける多目的ホールを配し、そのほかにも更衣室、部室、トイレなどを計画しております。建て替え後のグラウンド面と同一レベルとなる2階部分には、公式バスケットコートが2面確保できる、幅32.5メートル、奥行き37.5メートルの広さを有するアリーナと、そこにプラスステージ、部室、器具庫等を配し、グラウンド面からの出入口を設けるなど、社会体育での利用も十分考えた計画とさせていただきます。

ご質問のありました本格的なギャラリーを設置するということになりましたと、総合体育館として整備するということになろうかと思えます。しかし、冒頭にもお答え申し上げましたとおり、中学校の体育館はあくまでも学校教育施設として整備することを基本に考えています。このため、総合体育館として整備するといった考えはないというようにご理解いただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、体育館の整備計画につきましても、中学校等の打ち合わせにおいて一定程度計画が明確になった段階におきまして、社会体育関係者皆さまとの説明協議の場を設けたうえで、ご理解、ご協力を得ていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 笹沢議員。

○4番（笹沢 武君） 確かに学校教育の施設として体育館ができるということは、承知しておりますけれども、いま学校にある第2体育館は、これは取り壊して、1つになってしまうわけですけれども、利用者が非常に増えてきているということで、その分減っても十分施設の利用はできるというお話でございましたけれども、体協の

皆さんや体育指導員の人たちが、どうしても大きな大会を、ま、学校の施設ではあるんですけども、社会体育系として利用させてもらうために、イスまで付けたギャラリースタンドが欲しいと、こういう要望でございました。ただ、いま次長の方からご説明いただきまして、体協の役員並びに体育指導員の皆さんにもご説明をいただけるということでございますので、その辺については実施設計まで行く前に、是非お願いしたいというふうに思っておりますが、それでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

で、いま学校にある第2体育館は、どうしても取り崩さなければいけないということなんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） 第2体育館の取り壊しの件につきましては、先の9月議会において、市村議員の方からご質問がございまして、そのときに詳しくその理由等ご説明申し上げたところであります。ちょっといま手元に資料がございませんので、頭に入っている部分でしかお答えできませんけれども、いずれにいたしましても、第2体育館を残すということになりますと、建物、中学校建設におけます建物全体の配置計画にも大きな支障も生じますし、生徒が3年間暮らす学校の中でのその生活、そういったもの全体を考えたときには、やはり取り壊した方が得策であると、それは計画面においても、費用面、いろいろな町の方で最終的に単費を出すお金の部分にまで残した方がお金がかかってしまうというような状況もあるということで、壊すことが一番新しい施設を計画するにおいて最良の方法だという判断をいたしまして、取り壊しを決定したということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 笹沢議員。

○4番（笹沢 武君） はい、わかりました。

それについても、関係する人たちの皆さんにも是非説明をする機会を設けていただきたいということをお願いしておきます。やはり第2体育館は、まだ建てて15年しか経っておりませんので、取り壊すのにはもったいないじゃないかという声もありますし、施設が1つ減ってしまうということもありますので、その辺も是非、わかるように説明していただきたい。存続を希望する方も非常に多いということを申し上げておきます。

今日の段階で、あそこにもどうしてもギャラリースタンドをつくった体育館ということになると、また次長が学校の施設の1つとして使う体育館であるからというお話になりますので、社会体育系でも立派な体育館にさせていただいて、お借りをしていきたいというふうに思っていますけれども、現在学校の施設をお借りするのは、非常に、なかなか空かないんですね。生徒さんたちが使っていますので、社会体育系で借りるということが非常に難しい状況であります。さりとて、また別に新しい総合型体育館を建てるなんていうことは、まず考えられないと思うんですが、その辺については、どんなふうにお考えですか。新たにその体育館をつくるというようなお考えについてはどうですか。

○議長（内堀千恵子君） 萩原教育次長。

○教育次長（萩原眞一君） それではお答え申し上げます。

総合体育館の整備につきましては、当町の人口規模から判断して、総合体育館が必要かどうかという観点から、慎重に検討していかなくてはならないと考えています。現在、当町では社会体育屋内運動施設として、海洋センターの体育館、ヘルスパイオニアセンター、及びやまゆり体育館を設置しております。学校体育施設も含めまして、この利用状況等から判断いたしますと、十分といえるかどうかわかりませんが、現時点での利用ニーズには対応できているんじゃないかなというふうに考えております。このため、現段階においては、総合体育館の整備を検討するといった考えはございませんが、将来的に既存施設の改築等にあわせまして、整備を行う必要があるとの結論に至った場合には、まず、基金積み立てから行っていかないと、大変多額な費用がかかるということになるかと思いますので、事業化は難しいのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 笹沢議員。

○4番（笹沢 武君） ありがとうございます。

確かに、基金の積み立てをしていかなければできるものじゃないというふうに私も承知はしております。御代田町は、スポーツ王国御代田と呼ばれるような、それにふさわしいような健康な体力と精神力を兼ね備えた子どもたちをつくったり、大人たちもそれに負けないような体力や精神力をつけるために、一生懸命その施設を使って頑張っていきたいというふうに考えております。学校の体育館については、まだ基本設計段階でございますので、これから何回か説明会を開いていただくこと

をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告2番、笹沢 武議員の通告のすべてを終了いたします。

通告3番、古越 弘議員の質問を許可いたします。

古越 弘議員。

（2番 古越 弘君 登壇）

○2番（古越 弘君） 通告3番、議席ナンバー2番の、古越 弘です。

まず、遅ればせながら、本年9月6日の台風9号による被害を受けられた皆さまに、お見舞いを申し上げます。

被災した場所、建物、樹木等を復旧するために、予期せぬ出費がかかり、大変なことと思います。何事にもかかわるお金、この便利で強力な味方のお金も、反面を返せば、人命をも平気で奪うもともなります。地球上で唯一貨幣制度を設立した人類が、この便利で強力な、権力をも操るお金で、人々を支配できるような仕組みになって、ますます金に対する執着心が強くなっております。洋の東西を問わず、日本でも古来より賄賂という、贈収賄事件が多発し、現在も世間を騒がせていることは、ご存じのとおりでございます。最近、自然災害による大地の揺ればかりでなく、人的な理由による激震が、日本列島を揺り動かしております。頑丈でしっかりした建物であるべき鉄筋コンクリートづくりのマンションが、利益最優先のため、肝心の鉄筋が骨抜き構造になったり、食品のブランド品の産地偽装がされたり、老舗の商品の製造年月日や賞味期限の改ざんなど、優秀な規格を信じ、また、長い歲月築いた商いに、信仰にも似た信頼を寄せてきた多くの消費者を、疑心暗鬼にさせ、何を信じ、何に頼ればよいか、暗中模索させるような世の中となっております。自らの身体は自らが管理することはもちろんですが、年齢を重ねるとともに、心身共衰えていく現実があります。死ぬまで健康をと願うことは、万民の思うところでございますが、所詮生身の体、いつ何時、怪我や病気になるともわかりません。万が一の場合は、各種保険制度等に頼り、もとの健康体に戻りたいとだれもが望み、努力すると思います。互助精神のもと、健康体で働く人々も、等しく保険税を負担するわけですが、日々の生活に追われ、経済的にもゆとりなく暮らしている実状もあります。

そんな中、県下 81 市町村の中で、一番高い国保税と聞くと、町民はなぜなのかと、1 人当たりの医療費が特別高いのか、高齢化比率が高いのか、特別な施設や施策が行われているのか、他の自治体との比較もわからず、すべての自治体が統一された施策で国保税だけが低いと誤解をされている節も感じられるので、第 1 点として、1 人当たりの医療費は県下で何番ぐらいでどのぐらいの金額なのか、また、高齢化比率は 21% で低い方から 2 番目ということで、誤りはないのか。出生率も高く、希望の持てる町との認識は高いのに、なぜ国保税が県下 1 位なのか、理解に苦しむという現実がありますので、なぜこういうことになりますのか、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

御代田町の医療費であります、平成 18 年度分、出てはおりませんが、17 年度分であります、国保であります、一般分で 17 万 7,812 円。県下これは 67 番目であります。退職者分で 32 万 1,415 円。これは県下で 54 番目あります。老人分であります、65 万 6,298 円。これは県下で 35 番目あります。全体でいまの言った一般・退職・老人をひくくめましてやりますと、合計で 30 万 1,313 円。県下 81 市町村中 76 番目という形の中で、県下でも低い方にランクをしているところであります。

そして、何でこれが高いかということではありますが、これについては昨年質問についても申し上げているところでありますけれども、ちょっと国保会計についてもう一度、再度、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。

国保会計は歳出を最初に見込みまして、歳出に見合う財源、国県補助、それから交付金、調整交付金、それから一般会計からの繰入金、これを差し引いた残りを保険税という形で賄うようになっております。そしてまた、一般会計から入れる場合については、繰入であります、場合については事務費にかかるもの、それから出産育児一時金、それから国保財政安定化支援事業、それから国保基盤安定制度は保険者軽減者分と保険者支援者分というふうにありますけれども、こういうものを入れて一般会計から繰り入れるという形になっております。それから、繰り出しにかかる経費については、交付税の措置が講じられているというような形の中で、一般

会計からの財政的な、単なる財政的な繰入は行うべきではないという総務省からの通達があるところであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） 今年度国保税の改正を行った自治体が10何カ所かあるとお聞きをしておりますが、その結果、この順位というものの変動はありましたでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 19年度という意味ですか。

○2番（古越 弘君） はい。

○町民課長（南沢一人君） ちょっと19年度については、実態把握していないわけでありまして、御代田町の場合については、先ほど、県下1という形でありましたけれども、16年度につきましては、37番目であります。そして17年度について、1人当たり調定額で8万5,910円という形の中で、いわゆる県下1番になったという経過がございます。

これにつきましては、16年度13.6%、17年度23%の国保税の値上げをしたことによって、県下1番になったということでありまして、しかし、18年度につきましては、8万2,322円でありまして、いまのところ県下で8番目という形になっております。

ちなみに、1番目は山形村でありまして、9万4,080円という状況になっております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） それでは、次といたしまして、現在御代田町では何歳代の人口が一番多くて、また何年後には65歳以上の高齢者の人口がピークになるということがおわかりになったら、お願いしたいと。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 何年後にピークになるかということでありまして、本年9月30日現在の人口を見ますと、0歳から14歳、これが2,237人。15歳から64歳、9,090人。65歳以上でありまして、2,983人の1万4,310人です。

それで何年後にピークを迎えるかという話になりますが、ちょっと長くなります

けれども、来年4月から始まる後期高齢者医療の関係でご説明させていただいて、その後結論というか、ご回答にしたいというふうに思っていますが、よろしいでしょうか。

○2番（古越 弘君） はい。

○町民課長（南沢一人君） たびたび出ておりますが、来年4月から現在の老人保健医療費制度であります。これが後期高齢者医療制度に移行されるということでありま。この制度については、概要であります。老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の制度では現役世代と高齢者世代の負担の公平が、不公平が指摘されて、新たな高齢者医療制度をつくり、後継者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度にするというものであります。

この制度の運営につきましては、県内81市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行います。それで被保険者については、75歳以上の者それから65歳以上、75歳未満の障害認定を受けた方がこれに該当するわけでありま。それで財源であります。高齢者保険、いま言った75歳以上の方が1割の負担をお願いする、そして現役世代が4割をお願いするという形であります。残り5割につきましては、これが公費負担であります。国が33%、県が8%、町が8%の負担で、これを運営していくという状況になります。そして、この保険料であります。限度額は50万円あります。現役世代の限度額は、これは12万円という形になります。医療費については1割負担で、現在の老人保険では無料になっていた保険料が、1人原則1割負担という新たな保険料が発生することになります。徴収は年金から特別徴収という形で、年金額が18万円以上の人は年金から天引きされるということになります。現在、国では平成20年4月から9月までの6カ月間を凍結して、10月から平成21年3月までの6カ月間を9割軽減して、この財源は国が負担するという方向が示されております。

それでではあります。長野県の広域連合で先月発表した数値であります。長野県の保険料としては、所得割6.5%、均等割3万5,787円、1人当たりの年保険料を6万5,017円。軽減後の1人当たりの保険料を5万5,052円ということで発表したところであります。

これにつきましては、国保と同じで、7割、5割、2割という軽減措置がありません。健康保険などの被用者保険の被扶養者で、これまで保険料を負担してこなかつ

た、要するに社会保険なりに入っていましてその扶養になっていた方については、保険料というものは払ってきていないわけです。この方については、加入時から2年間所得割を課さない、それで均等割を5割軽減する措置があります。しかし、この料の支払いをしない人については、国保と同じ制度でありますけれども、まず最初に、短期の保険証を交付します。更に1年間以上滞納している人については、資格証明書というものも発行になります。また、65歳以上74歳までの今度は前期高齢者、先ほど言ったのは後期高齢者であります。65歳から74歳までの前期高齢者というものをまた来年4月に新たにスタートさせます。この保険料については、後期高齢者と同じく、年金から特別徴収をするというものであります。

対象とならないのは、判定時に65歳未満の被保険者が含まれている場合と、介護と国保の合算額が、年金額の2分の1、要するにいま現在、介護は年金から徴収されているわけでありましたが、これと介護と国保の合算額が18万円というものに、年金額が18万円ですから、それ以下の、この場合についてはだめですよという場合があります。それと、70歳から74歳までの医療費、これをいま現在、与党であります。平成20年4月から2割とする案は、基本的には来年4月から2割ということを設定しているわけでありましたが、現行のまま1割、1年間を据え置くということも検討されているという状況であります。

前期高齢者、後期高齢者という形の中で、来年からはかなり制度も大きく変わります。この中で、現在この制度がスタートしてみないと、古越議員の言われる、いまの現状で何歳というときにピークになるという、ちょっといまその見通しが、いま現在のところでは、多分、古越議員は何年後に医療費がピークになるということと言われると思うんですが、いまの状況ではこの制度がスタートしてみないと、何年後にピークが来るかという予測は、いまの段階ではしづらいというのが現状であります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） それで、また非常に聞きづらくなりましたのですけれども、形的に今度医療制度がまた変わるということでございますが、それを踏まえて、現在、高い国保税は、現段階で現在の施設、サービス等を維持しながら、引き下げが果たしてできるだろうかということは、担当課長として実際やってみて、どういう考えを持っているか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 保険料の引き下げは可能かと、担当課長としてということでもありますけれども、ちょっとまた長ったらしくなりますけれども、説明させていただきたいと思います。

まず、保険料の引き下げにつきましても健全な運営をしていかなければいけないわけですが、これの税率を変更する場合については、まず低所得者への配慮が必要だろうと。当然7割、5割、2割という軽減というものを、現在の制度と同じように維持をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。それから、来年4月から始まります前期、後期高齢者医療、これに対応した運営をしていかなければだめだと。

それから現在の基金でありますけれども、4,600万円あります。それで9月の補正で2,000万円の補正をお願いしまして、合計6,600万円、今年2,000万円積みますと6,600万円の基金が残ることになります。しかし、この基金を取り崩すということはできる限り避けた方がいいだろうというふうに思っています。

それと、この減税を実施する場合については、最小限にとどめておく必要があるだろうというふうに思っております。それに、いま現在であります、後期高齢者が4月から開始されることになりまして、老健に加入していない人が後期高齢者に当然移行するわけであります。それですが、いま現在の見込みであります、老健から後期高齢に移る世帯で520世帯、一般被保険者で1,200人、65歳以上75歳未満の退職被保険者は、今度は前期高齢者となりまして、一般に移行します。この方が約600人という形で見込んでおります。これは65歳以上というのは、いまのいう国民健康保険でいいますと、大変優良納税者であります。滞納額がそれほどない。国保会計にとっては大変ありがたい方でありまして、これが当然、前期なり後期にいけますと、いまのいう国保の徴収率というのは、当然下がってくるだろうということは予測されるかと思えます。それでいま現在であります、国の示された数値が、たびたび変更になると。月のうち3回も数字、要するに数値的なものが変更になるという中で、大変危険が、いまの段階で矛盾があるわけですが、いま現在の国から示された数値をもとに、19年度の数値を、大変危険であります、危険な数値であります、試算しますと、医療分で6万3,000円ぐらい。それから後期高齢の支援分で1万8,000円ぐらい、計8万1,000円ぐらいにな

るかなというふうには思います。そうしますと、18年、19年度の国保の1人当たり調定額を先ほど言いました8万5,000円、8万2,000円という数字を、幾らか下回るかなというふうに考えています。これはあくまでも予想の中で、大変危険な数字でありますけれども、こういうふうに見ております。まだこのいまの現状の中で、この制度が発足していない中で、値上げがいいのか引き下げがいいのかということについては、ちょっと無理があるかなというふうに思います。

それとあわせて、この20年度の4月から前期・後期が始まると同時に、今度は同じく、特定健診、特定保健指導というのが国から義務付けられます。要するに、特定指導というのは、特定健診というのは、平成マックスの平成24年には国保加入者の65%がすべて特定健診を受けなさいよと。それから保健指導につきましては、これもパーセンテージが決まっております、御代田町の場合については国保加入者、老健の800人が保健指導を受けなさいよという制度になっております。この中でこれを最終的に平成5年後、24年に目標が達成されない場合については、補助金等の減算、要するに減算加算といたしますけれども、逆にいま出しているお金が、更に、普通は減額されるんであります、更にそのうえ、町から持ち出しをして、国へやらなければならないという制度が発足します。こういう制度の中で、大変高齢者それから町にとっても、かなりの高いハードルが課せられる中で、いまの現状の中でこの税を担当課長として引き下げるかと言われれば、いまの段階では難しいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） 重ねてちょっとお聞きをいたしますが、いまの状況でかなり厳しいということがよくわかりました。特別な財源とかそういう補足がなしに、もし下げた場合に、何年ぐらいそれがもつということが考えられるでしょうか。例えば1、2年ですぐだめになってしまうとか、もういま現状が無理だということですから、現実にはかなり無理だということですが、もし1,000円ぐらい、いまの形だと下がりますよね。下がった場合に、もし下げたら、本当に1年ぐらいしかもたないのか、あるいは2、3年はできるのかという可能性があるかないかということ、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 大変厳しいあれなんですけれども、試算をしなかったわけじ

やないんです。いまのいうこの制度が、先ほど言いました4月からの制度をスタートさせなければ、多分均等割なり平等割は1,000円とかという単位では引き下げは可能だったかもしれませんが。しかし、まだこの制度が、新たな制度がスタートしていない中で、何年間というのは、ちょっといま私の方からは何とも言えない状況でありまして、また、引き下げをしたその中で、いまのいう基金、6,600万円を食い潰していいのかという議論になります。これは基金6,600万円が多いか少ないかというのは、もう先ほどから、昨年からは言っていますけれども、3年間の医療費の給付費の約1億5,000万円から2億円を御代田町の財政規模でいけば、基金として保有しなさいよというのが、国の指導でありますから、それから見ると6,600万円という基金というのは、御代田町はかなり少ない額かなというふうに思っております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） ただいま担当課長より実状を説明していただきました。

町長にちょっとお聞きをいたします。本年2月の町長選挙の折り、国保税の引き下げを公約といたしました。当時、何を財源にし、引き下げが可能と思ひ、その金額はどのくらいであったらうかと、どれくらいはできるということを思っていたか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） いまの担当課長の方から説明がありましたけれども、この国保の問題につきましては、国民健康保険、国民ということで、本来国の制度として発足しましたけれども、それが事業主体が市町村に移されたということで、国民健康保険なのに市町村が運営しなければならないということでありまして、これはどこの、全国的に高い国保税ということが問題になっております。どこの自治体でも、非常に苦しむ問題の1つになっているという状況だと思っております。

実際のところ、このままこの国保の制度を続けていって、果たしてこの国保の制度そのものが継続できるのかどうかというような、将来的には不安も私自身感じております。

この間、いま課長から説明がありましたように、私は、私が選挙で公約したのは、同和事業で削った4,000万円を使って、どこまで引き下げができるかということ

で、その引き下げができるということで選挙公約をしましたがけれども、その後、起きているいまの後期高齢者の医療制度という問題があります。これはいま課長の方からも説明がありましたけれども、国の方でももう本当に決まってこないし、県の方でも当然、それに連動していますから、なかなか決まってこない。本当にいまの状況を、担当課の状況を聞いていて、来年の4月から本当に発足できるのだろうかというような、非常に不安も持っています。それだけいま、政局なりがかなり混乱している中で、町としてどのように将来展望を持ってこれを判断するのかということだと思えます。それで、私としては、いまの段階では、この後期高齢者の医療制度によって、本当にどうなっていくのかわからないという段階で、これは一か八かでやるわけにはいかないということで、やはり必要なこととしては、この後期高齢者の医療制度、またいま言った特定健診の問題、こうした医療制度改革に対応するうえで、やはり1年ぐらいは実際にその運営をしてどうなるのかということ、やはり見た方がよいかというのが、いまの考えです。ですから、そうしなければ、この問題は、将来的に安定したその制度としてどれだけ維持していくことができるのかという視点を持たなければなりませんので、また、値下げをしたけれどもまた値上げというわけにもいきませんので、1年間はおそらく、いまの状況では様子を見て、それで判断していった方が正確な判断ではないかということで、柔軟なちょっと考え方といいますか、姿勢をとっていきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） ということは、一応、来年度は見送りという、それでよろしいでしょうか。形的にはそういうその。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） いまのところ、何とも言えないということです。とにかくどうなるのかわからないということですので、それに対してこうするということ、判断することはいまできませんので、ただ、問題は、その将来予測がどうなるかわからないのにその判断をするということ、できないということでありまして、そういうことから柔軟に対応していく方が得策だろうと、このように考えていますけれども、いずれにしても、担当課の方ともよく、しっかり協議をして、どのような形でできるかということについては検討を強めていきたいと、このように考えています。以

上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） 最後に、では強く要望したいのは、このもし引き下げを行っても1、2年で終わり、3年後ぐらいでまたうんと上がってしまう、そして、そういうことにならないように、短絡的な基金の取り崩しや、一般会計からの繰入ということは、極力避けていただいて、そのいまの全体の価格にあまり変動のない形が、5年、8年、10年と続くような形で、是非考えてやってもらいたいと、これを私は要望いたします。

以上で、国保税のことに関しては、終わりにしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員の質問の最中でありませけれども、この際、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時半より再開いたしますのでお願いいたします。

（午前11時59分）

（休憩）

（午後1時30分）

○議長（内堀千恵子） 休憩前に引き続き、本会議を開催し、一般質問を続行いたします。
古越 弘議員。

（2番 古越 弘君 登壇）

○2番（古越 弘君） 体育館の建て替え問題の件について、お尋ねをいたしますが、同僚の笹沢議員の質問によりまして、ほとんど答えが出ております。したがって、若干違った点だけを質問したいと思いますので、よろしく願います。

教育委員会としては、中学校の体育館はあくまで学校の施設ということで、建てるということがよくわかりました。広さも十分とって、社会体育系にも使わせていただけるということでございますが、そうなりますと、例えば卒業式とか入学式の場合、結構、この辺はまだ寒うございます。したがって、4階の吹き抜けのような形になりますと、寒さということがかなり問題になるかと思われま。したがって、その形の間仕切りではございませんが、後ろもバレーコートで3面とかという広さは、だだっ広いところにただ生徒を少し入れておくと、かなり寒いのではなかろうかと、そんな気がいたします。その辺の形に対しては、どういうことか、この考えを持っているか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

まず、そういった学校行事のときに、寒いのではないかというご質問ですが、一応まだ基本設計段階であります。いずれにしても、もっとも費用がかからなくて暖房効果のある、そういった設備は考えていきたいというふうに考えております。ただ、天井を仕切るですとか、そういった分割するような可動間仕切りみたいなものは、体育館には考えておりません。ただ、2面、社会体育等において、学校の授業でもそうですが、2クラス使う場合ですとか、違う団体が使う場合の、競技が違う場合のケースもたくさんあるかと思えます。そういった場合の2面取れるような、2つに分割する、分割のネットは設置していく考えを持っておりますけれども、そういった可動間仕切り等のような仕切りは、設ける考えはございません。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） もう1点でございますが、社会体育系の人たちと生徒との両方で、使用がダブる可能性ということは想定はしておりますか、おりませんか。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

基本的に、学校開放といえますと、夜間が中心ということですから、社会体育の皆さんが現在も学校体育施設を結構利用されているのは、夜間が中心ということなものですから、学校の方の活動と重なるということは、想定しておりません。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） それともう1点、お尋ねをしたいと思います。

社会体育系には、学校体育館を開放するというところでございますが、例えば旅館民宿組合とかという形は、現在学校関係は開放していないそうでございますが、その点はそのまま続けていくのか、あるいは開放を考えるのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

いずれにいたしましても、今後のことなので、いまの現状で、こういった利用希

望があるとか、そういったものをまた社会体育係の方と協議をしまして、今後もしそういう要望がたくさんあるのであれば、また検討していく必要はあろうかと思えます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） 教育委員会としての考えはいまお聞きをいたしました。

町長にちょっとお聞きをしたいと思えます。

町長は、もっとこの施設に、どうかしたらいいとか、あるいはこの施設はあまり必要ではないとか、個人的な考えでも結構でございますが、体育館に対して何か考えがございましたら、お聞かせを願いたいと思えます。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思えます。

教育委員会の方で説明があったように、この施設は学校教育のために建設するものでありますので、学校での利用において不便な点や改善すべき点があれば、それは取り入れていきたいというふうに思っていますが、教育委員会の方でも説明がありましたように、これからそれぞれの関係のところ、計画が決まった段階で説明会なりしていくということですので、そうした中でいろいろな意見が出された中で、町としてはそうした出された意見に対して検討させていただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越議員。

○2番（古越 弘君） いずれにいたしましても、先の国保税の質問でも出しましたが、国保税の金額の件でも何でも、健康で皆さん頑張って、医療費が安くなれば安くなるという形になりますものですから、それに対する社会体育系の、先ほどの笹沢議員ではございませんが、その役割は大きいと思うんです。その点も十分考慮をして体育館も建設していただければ非常に幸いと思えますので、その点を十分踏まえて、よろしく願いをいたしまして、私の質問のすべてを終わりにいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告3番、古越 弘議員の通告のすべてを終了いたします。

通告4番、柳澤嘉勝議員の質問を許可いたします。

柳澤嘉勝議員。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○ 6 番（柳澤嘉勝君） 議席番号 6 番、柳澤嘉勝です。

今回の一般質問で私は国保税と介護保険料を抑制するための政策を、強力に推進していただきたい、こうした強い願いを込めまして、町長並びに担当課長に質問をさせていただきます。

私は、6月の議会におきましても同様な質問をさせていただきました。このときは、保健医療費抑制のための長期戦略と具体的な政策について、町の考え方を確認させていただきましたが、町民の皆さんに納得できるような前進的な答弁をいただけなかったと思っております。

またまたこの12月議会で、国保税と介護保険料の補正予算の提案がなされました。この決算を重ねるたびに、医療費が増加し続けていることを、私はものすごく危機感を持っております。

そこで、改めて保健医療費の決算状況や、介護保険料の値上げの状況、並びに国保税と介護保険料が近隣市町と比較して、どれだけ町民の皆さんに重い負担を課しているか、その実態を、町長はじめ、いまここにお集まりの議場に参加している皆さん、そして町民の皆さんに正しく理解していただくことが大切だと考えまして、資料を作成いたしました。議長に資料の配付を承認いただきたいと思います。ご承認をください。

○議長（内堀千恵子君） はい、どうぞ。

○ 6 番（柳澤嘉勝君） はい、ありがとうございます。

そこで、まず初めに、皆さんのお手元に配付されていますが、保健医療費の決算推移のグラフをご覧いただきたいと思います。これは、表にありますように、平成12年度から19年度までの推移をグラフ化いたしました。一番左に国民健康保険、そして真ん中に老人保健医療、右側に介護保険であります。国民健康保険あるいは介護保険の年度別の上昇率が非常に極端に上昇していることがおわかりだと思います。それで、その合計欄をご覧いただきますが、平成12年がトータル金額21億円でございました。そして、平成13年22億2,400万円、暫増していきまして、今年19年度、この12月に補正予算、提案されましたが、実に34億1,300万円あります。問題は、この伸び率であります。増加率の欄を見ていただきますが、12年対比13年度で106、6%アップ、翌年107、7%アップ、15年は8%アップ、16年10%、17年4%、18年度は前年比1%下がっています

が、今度の19年度、実に17%のアップであります。今後もこの状態を見ますと、天井知らずに上昇を続けるのではないかと、きわめて心配されるわけであります。

次のページをご覧ください。これは介護保険料の推移であります。この介護保険は平成12年から始まりまして、第1期が3年間の、平成12年から14年までであります。2期が15年から17年、そして3期は、現在の18年度から20年度までの、御代田町に、住民に課せられた介護保険料でございます。

表にありますように、第1段階から第5段階、これは、第1期、第2期は第5段階までございました。第3期に第6段階まで分類されましたが、保険料率に合わせて整合性を得るために、値上げの状態が比較できやすいようにということで、グラフをちょっと加工してございます。そんなわけで、上の表をご覧くださいますが、1期から2期に対して、これ、等しく第1段階から第5段階までの値上げ率が54.4%でありました。そして、第2期から第3期までの値上げ率は、31.4%。その一番の右側に、第1期対第3期の値上げ率を記入してありますが、実に2倍以上、202.9%から、新しく第2段階が創設された第3期は、243.5%。以下203.4%というふうな形で、倍以上の上昇になりました。

次のページを見ていただきたいわけですが、これは介護保険料がそれでは近隣の佐久市、小諸市、立科町、軽井沢町と比較して、どんな状況かを、これはいま現在の第3期の平成18年から現在、町民の皆さんにかけられています平成20年までの3年間の金額を比較してみました。一番左側が御代田町、佐久、小諸、立科、軽井沢という順にその棒グラフが並んでおりますが、御代田がこの表の一番下に見ていただきますように、佐久市とどれだけ違っているかということでありまして。第1段階でいうと、佐久市と比べて3,800円、御代田の町民の皆さんは余計に支払いを起こしている。小諸と比べると4,200円、立科と比べて4,500円、軽井沢と比べると5,600円の差があるわけでありまして。以下、この表にありますように、見ていただきますが、第4段階が基準値でありますので、どのくらいかといえますと、佐久市との差が7,500円、そして小諸市とは8,400円、立科町では9,000円、軽井沢では1万1,200円。これだけ御代田町の町民は近隣の市町と比べて多く介護保険料を支払っていることになります。

それから最後のページですが、これは国民健康保険を同じように佐久市、小諸市、立科町、軽井沢町と比較して、どうであるかという表であります。同じように、一

番左側は御代田であります。そして、その右側の、表の右側にありますが、御代田町は佐久市と比べると2万5,263円。小諸市と比べて5,963円。それから立科町と比べますと1万8,504円。軽井沢と比べて2,056円、高くそれぞれ国保税を支払っていることになります。それで、両方、いまこの国保税については、軽井沢と御代田とそんなに差がないじゃないかというふうなことです。国保と介護保険の差を足してみますと、ちょうど規準の介護の第4段階の基準値の皆さんのところで比較しまして、佐久市と比べると3万2,700円、それから小諸市と比べると1万4,300円、立科町では1万7,500円。軽井沢が1万3,200円というふうに、年間で御代田町の町民の皆さんが本当に高い金額を納めているということになります。これは1年だけで済みませんでして、一番最初に見ていただいた決算状況などを見ますと、実にこれから先、ずーっと、この近隣の市町村と比べましても、御代田町の町民の皆さんに重い重い保険料、国保税を課しているということになるわけであります。

いま、4つのグラフで御代田町の医療費の実態を再認識していただきましたが、問題は、今後、抑制するために具体的な政策が、いま現在、何ひとつ町民の皆さんに対して提案されていないことが問題であり、心配であります。

そこで、まず初めに、担当課長に質問をさせていただきます。いまご覧いただいたこの実態、この危機的な状況を担当課長は一番先に、また一番に認識しておられる立場であろうと思っております。プロの行政マンとして、早くから町長に警告を発しておられたと思いますけれども、担当課として抜本的に対策をとって、そうした企画提案をすべき立場にあるのではないかと考えています。そういう意味で、いままで町長に対しての警告や企画提案をなされたかどうか、率直にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

町長には、こういう国保、それから介護保険については随時詳細についてご説明をしているところであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 柳澤議員。

○6番（柳澤嘉勝君） 大変な状況は担当課として一番強く認識されていて、町長に強い

警告をなさっていたということでございます。

町長にそれでは質問させていただきますが、町長は選挙公約の1番に、暮らしの負担を軽くしますという公約を掲げられました。県下一高い国保税を押しつけ、わずかなお金を惜しんで子どもの医療費無料化制度に所得制限をわざわざつける町政が、町民の暮らし、福祉、子育ての願いにこたえられるのでしょうか。こう訴えて町長に当選なされました。御代田町の医療費の現在の実態を招いた責任は、町長ではありません。しかし、いま直ちに小手先の対策ではなく、抜本的な対策をとらなければ、町の財政を危機に陥れ、永遠に町民の皆さんを苦しめ続けることになると思います。その意味で、町長、いまのこの医療費の実態を見ていただいて、腰を据えて対策を検討する約束をいただけますでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

この国保税、また介護保険の問題では、決して御代田町だけが特殊な状況ではなくて、ま、それはある程度のそれぞれの自治体によって差がありますけれども、これはある意味、全国的な問題、日本のすべての自治体が抱えている、解決が迫られている問題だというふうに思っています。

私は、この選挙の中で、国保税の引き下げ、また介護保険の軽減ということをおっしゃっております。いまの現在のこうした課題に向かうスタンスとしては、いわゆる公約実現に向けたスタンスとしては、すぐにできる課題については、すぐやろうということで、就任からこの間、1つひとつ、その公約の実現に上がっており、今回の12月議会では、子どもの医療費の無料化を小学校卒業まで無料化の対象年齢を引き上げることについて、提案させていただいているわけです。

そうしたすぐに実施可能な課題と、ある程度の準備期間が必要な課題、また、更に国の動向を見ながら実施するという課題があります。それぞれ性格が違い、また、対応が違います。その点をきちんと精査して、私の任期中の4年という期間の中で、スタンスで実施をしていきたいというふうに考えています。

いま、ご指摘のあった、例えば国保税の問題では、この国保税の引き下げにつきましては、就任当時からのこの国保税の引き下げがどのようにできるかということについて、担当課とのいろいろな協議をしてまいりました。ある程度値下げ幅、どのぐらいの値下げができるかということについては、担当課の中でも協議をして、そ

のほぼ確定をしておりました。しかし、その後出てきたのが、いわゆる後期高齢者医療制度の問題です。この後期高齢者医療制度の問題は、国保と大きくかかわってくる問題になります。また、75歳以上の皆さまにとっては年金から天引きされるということであったり、また、医療費の負担が増やされるというような、いろいろな負担に繋がる内容があります。このそうした後期高齢者のこの事業が出てくる中で、国保会計に大きな影響を与えるということから、この当初の値下げの担当課との協議をどのようにするのかということ調整をしているところですが、現在のところ、非常に後期高齢者のこの医療制度が実際に国保にどのような影響を与えるのかということ、実際にやはりやってみないと、これは本当にわからない内容で、午前中も申し上げましたけれども、国の方でもなかなかその方針が決まらない、この4月に向けてもう実施しなければならないわけですが、これから本当にこの4月実施でできるのかというような不安も持つ中での検討をさせていただいているところです。

また、現在御代田町、私としてこの国保、介護保険、この問題にどう対応するのかということで、進めているのが、いずれにしてもこの国保、介護保険の問題の根本的解決は、町民の皆さまが健康で、寝たきりにならないとか、介護の必要がない、そうした健康な生活を送るということが、根本的な問題であります。そうした健康に対する意識の強化、こうしたことが必要だと考えております。したがって、いま町としてはこの健診の受診者、検診率を上げるということと、それからそれに基づく積極的な保健指導を強めるということから、既に来年4月より保健師1名と管理栄養士1名を増員して、より積極的に健康に対する指導を、町民に対する指導を強めるということで、いま準備をしているところであります。

ただ、いま、町としてこの保健師1名、管理栄養士1名を増やすということは、大変なことでありまして、それは国が平成22年度を目処に、一律職員の、正職員の4%削減を言ってきておりまして、つまり、御代田町でも一律それだけの職員の削減をしなければなりません。これはそれをやらなければ国からのペナルティを受けると、ペナルティといいますか、いろいろ財政的な影響があるということから、そうした職員の削減は、どうしても進めなければならないという実状にあります。そうした中で、保健師と管理栄養士を1名ずつ、2名増やすということは、ほかの部門でのそのどうなっていくのかということもありますけれども、一応、そうした

いろいろな検討の中でこういう対応をしております。

また、介護保険料の問題につきましては、この介護保険料が上がる原因は、そのサービスが、その利用が増えれば増えるほど、介護保険料が上がっていくということが仕組みとしてあります。町としては、この介護サービスの適正化ということで、この間、介護サービスの適正化の事業を行っており、この介護サービスが適正に行われているかということについて、指導を強めているところであります。したがって、こうしたことで町民の皆さんが健康で生活できる、そうした状況をつくるうえでの準備作業と、それから介護保険については、いま言いましたように、適正に行われるように努める中で、これは確かにこの事業は例えば保健師を1名増やしたからすぐに改善するということではなくて、やはり長期的な視点での根本的な解決といえますか、より根本的な解決を目指すものでありまして、私どもとしては、そうした投資をした成果が出るように、よりいっそう充実させてまいりたいと、このようにいま考えているところです。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 柳澤議員。

○6番（柳澤嘉勝君） 午前中に古越 弘議員が関連する国保の関係についても質問いたしておりまして、それぞれの答弁をいただいておりますが、ダブるところがあると思うんですけど、いま町長の答弁をいただきましたように、とにかく長期的にそうした本当に即効的な効果が得られるわけではありませんので、抜本的な対策をとらなければいけないと思っております。

いまの保健師さんの増員等々だとかいうことも大切ですが、とにかくいま示しましたように、年間のとにかく医療費にかかる金額が34億1,300万円という、そういう額になっているということ、これを1割減らすことによって、実に3億円を超える効果が表れてくるわけです。もう1年、2年でそんな効果が出るわけありません。私ども、もう3年も前に先進地のいま合併して鉾田市になりましたけど、大洋村等々の取り組みを視察して、是非こうした取り組みをやはり御代田町でも導入してほしいなという、強い希望を持っています。そんなわけで、いま私が考える医療費削減のための抜本策をここで提案させていただきたいと思っております。

その案とは、先ほど笹沢議員からも提案がありましたけれども、いま御代田にありますB & G海洋センターの再構築であります。ここには体育館があり、あるいはプールがあり、それからゲートボール場もあったり、テニスコートもあります。も

う町の中心地に位置しておりまして、隣に記念病院があり、既にスポーツジムセンターの役割を果たしている場所であります。ここに温泉施設、スポーツジム、あるいは食堂、喫茶店といったようなこうした施設を併設して、とにかく目的は高齢者の寝たきりゼロ、あるいは医療費の軽減を目指した各種の健康増進策を推進する拠点として、リニューアルする。これは非常に有効だと思いますし、これを最優先することが大切だと思っています。先ほど申し上げましたが、そうしたい今の施設をとにかく改善して、そして町民の皆さんがそこに参加して、更に健康増進を図る施設、いま御代田には生涯学習の拠点として、『エコールみよた』があります。ただ、もう一方の生涯健康の拠点とするところが、絶対必要じゃないかというふうに思っているわけです。

先ほどご理解いただきましたけど、とにかく介護保険と国保税を足して、この近隣と比べて3万円以上の年間の増税に似た保険料の支払いをずっと続けているわけでありまして。で、この金額を町民の多くの皆さんは知らない。知らないで、おーい、高いなと、大勢の議員の皆さんが指摘するように、それこそ町民の皆さんは悲痛な思いで、何とかしてほしいという願いを持っているわけでありまして。そんなわけで、是非、私、まだ細かい試算はしておりませんが、このB & G海洋センターを再構築する、プールを温泉化して、そしていま2カ月しか利用していないところを年間を通してこれを活用して、町民の皆さんに利用していただく、それからずっと前から御代田町には温泉施設がないじゃないか、こうした施設を是非つくってほしいという願望は、いまでも多くの町民の皆さんが持っています。そして、現在はいろいろこの近隣の温泉地に車を使って、あるいはお友だちと誘い合って、お金を使って、そしていろいろな温泉を温泉巡りしている御代田町の町民の皆さんがきわめて多いわけでありまして。このことを是非、金額でそれこそ10億円もかけないで、そうした健康増進の拠点をつくれると私は思っています。

そんなわけで、是非、町長、この提案に対して前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、前進的なご答弁を期待しております。町長の決意をお聞かせください。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

いまご提案がありましたB & Gの施設を使って、温泉施設など、そうした健康増

進の施設にしたかどうかというご提案ですけれども、これは私の記憶では、このB & Gの施設は、B & G財団からのご寄附をいただいたものでありまして、その使用その他には、そのときのいろいろ規制がきつとあるかというような、私ちょっといま認識がありますけれども、これは担当課の方で答えていただきたいと思えますけれども、そうした規制があるということを私はちょっとお聞きしていますので、それがどうなのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、いま温泉施設というご提案がありましたけれども、実は私は、これまでそれぞれの町村長さんといろいろお話しをさせていただき中で、御代田町になくてよかったという施設が3つあるというふうに思いました。その1つは、自治体病院です。いまだこの自治体でもこの自治体病院を抱えているところは、本当に苦勞をされております。もう1つなくてよかったというふうに思ったのが、自治体で運営している宿泊施設及び温泉施設です。例えば軽井沢町では、町民の中から温泉施設をつくってほしいという要望がありましたけれども、軽井沢町としては温泉施設、自治体運営の温泉施設は作りませんでした。その代わりに、軽井沢町では無料の入浴券をみんな配って、それはかなり広範囲に無料の温泉券が利用できるシステムを使っているそうですけれども、そうしたことの方が施設の建設またはその運営にかかるお金よりも、ずっとその効率が上がっているというお話もお聞きしています。もう1つ、御代田町になくてよかったというのが、いわゆるリゾート開発というような形でいろいろスキー場などを運営しているところがありますけれども、こうしたリゾート開発がされなくてよかったと。こうした施設がなかったことが、御代田町にとっては財政運営が非常に良好になっている要因であるとも思っております。

したがって、温泉施設については、そういう施設をつくるという方法よりも、またほかのいろいろな自治体でやっている有効な、経費的にも安価で済み、有効な方法もあるかとも思えますので、そんな点について考えた方がよいのではないかとこの現時点では私の考えであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 萩原教育次長。

○教育次長（萩原眞一君） お答え申し上げます。

いずれにしても、B & G海洋センターの体育館、それとプールといったそういう施設、町だけの考えで簡単にその増改築をすとか、施設を壊してしまうというよう

な話にはならないかと思えます。ご存じのとおり、体育館は昭和55年に設置したもので、約27年ほど経過しておりますけれど、いずれ、その施設の更新ということも必要になるかと思えます。そういったときには、B & G財団の方とも協議をする中で進めていかないと、町の一方的な考えだけというようなわけにはまいらないと思えます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 柳澤議員。

○6番（柳澤嘉勝君） いまの次長の答弁に対して、それは町で勝手にそれこそ改造するとか解体するとかということではありませんよ。

私がいま提案していますように、いまの施設を利用しながら、そこにプラスして、そしていまの温泉施設であるとか温泉プール化にするとかということは、これはB & Gと話し合いで十分了解していただくことはできるのではないかと。問題は、先ほど言ったように、これだけの医療費が上昇している中で、それこそ町民を挙げた運動に展開して、そしてそれを減らしていくための具体的な手段として、いまのB & Gを生かす、その方法をついで、町の、よろしいですか、町長、いまのこの医療費をです、これから先、じゃあずっとこの上昇率を抑え込んでいくことができる、そういうきちんとした政策が確信を持ってできればよろしいですが、これがいままでずっと、いまお見せしたような具体的な上昇率が続く、今後も続くということになったら、まさに町民は本当にこのことに対して一体どうしてるんだという怒りが爆発すると思えますよ。そういうことで、是非、これを抑制する1つの本当に最大な具体的な提案として、いま申し上げるような形でB & Gのあのところを、本当に活用するというふうな方向で、再検討すべきだと私は提案しているわけであり、これを是非、検討していただきたいと思えますが、いま先ほどの町長の答弁の中で、つくらなければよかった3つの施設、病院とそれから宿泊や温泉施設、リゾート開発、これは一般的には私もそうだと思いますし、町長の意見に賛成であります。

ただし、全部が全部ではありません。先ほど申し上げた大洋村の例は、実に『トップサンテ大洋』は、それこそ当時人口は1万1,000人ぐらいしかおりません。御代田よりも小さな村であります。そして、そこにつくった施設を町民が半分、そして周辺の市町村の皆さんが半分の利用者がある、そして町から運営資金を充当することがなく、それこそその入場料だけで十分運営費を賄ってきたという事実が

あります。いまでもそのことは継続しています。問題は、その施設をどういうふうに生かすかという哲学だと思います。フィロソフィーがあって、そしてそのことが町民の皆さんに受け入れられれば、それこそいま言ったように、それこそ大きな何十億円という金額を充当するわけではなくて、数億円なり、あるいは10億円以下でそれを補助金を使ってそのことを実現できれば、それこそ町民が願っている施設がそこに誕生し、そして長期的に見て医療費が削減できる、このことはきわめて御代田町にとって重要な政策ではないでしょうか。町長にもう一度そのところを是非検討、再検討していただきたいと思いますので、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 中山副町長。

（副町長 中山 悟君 登壇）

○副町長（中山 悟君） 代わって私の方で少し考えていることをお話ししたいと思います。

まず、柳澤議員さんのB & Gの施設を使って有効利用ということは、確かに新しい施設をつくるということは膨大なお金がかかりますし、温泉施設ということになりますと、当然のように単なるお風呂というわけではありませんので、それなりの地質の問題、お湯の問題、いろいろなことがありますて、なかなか難しい問題があると思います。ただ、その温泉とかそういう形で、いわゆるハードの施設を整えることによって、町民の方たちの健康を守っていくということは、実際のことをいって、非常に時間もかかることですし、お金もかかることです。何よりも一番足りないというのは、自分自身の健康を自分自身が守っていく意識がなくて、ただ施設だけをやっていくという結果になってしまうと思います。

そこで、いま実際に、いわゆる日本中の健康づくり運動ということを考えてみますと、いわゆるヘルスパイオニアタウンというんですか、それはいまの厚生労働省が推奨している施策ですが、そのほかに学問的にヘルスプロモーションという考え方があります。それは自分自身の健康は自分自身がつくっていく、住民自らがつくっていくということですから、これはいわゆるソフト面の健康づくりということになりまして、実際に町民の方たちが1人ひとりが自分の健康を考えることによって、医療費の抑制ということが終極の目的となってくるわけです。ですから、ここではっきりこうしますということはまだ段階的に言えるわけではないんですが、いまある御代田町にありますいわゆる保健補導員さんの会ですとか、それから当然のよう

に区長会ももちろんですし、あと老人会ですとか、いろいろな組織を使いましてひとつの御代田町、仮称ですけども、御代田町健康づくり協議会なり、そういうような名前のものでつくり上げていって、いわゆるマンパワー、その中には運動ができる指導者もいますし、栄養面での指導者もいますし、それから保健師さんとして、また看護師さんとして、そういう医学面からのバックアップしている人たちもいます、そういう方たちを全体で考えていく、一体化した組織をつくっていくことによって、本当に行政と住民の皆さま1人ひとりが健康について考えて、医療費を抑制していくという方法が一番早い方法ではないかなというふうに思っております。

ですから、施設をつくるつくらないということはともかくとしまして、いま本当にご質問のとおり、いわゆる保険料の抑制という部分は最終的に繋がってくるというふうに、積極的な健康づくりという意味でやっていけたらいいなというふうに思っております。以上ですが。

○議長（内堀千恵子君） 柳澤議員。

○6番（柳澤嘉勝君） 副町長の答弁をいただきましたヘルスプロモーションという考え方は、これは十分大事なことですし、それはそのとおりだと思っておりますが、いまの『トップサテ大洋』のところにしましても、あるいは新潟の見附市等々の取り組みにしましても、やはりどういうことかという、その行政が町民を健康に対してとにかく施設も含めて、町民運動にこう盛り上げていくという指導力、あるいはその啓蒙力といいますか、このことが非常に大切だと思っております。

北海道のある町の、ちょっと名前を忘れちゃいましたけれども、ずっと前からラジオ体操を継続して、そして町民の健康増進にすごく寄与しているというところもあります。したがって、国内には大変いろいろなところでその独自に町民の、あるいは住民の健康を増進する町民的な運動、地域の運動がすごく効果を表しているという幾つかの先進事例があるわけでありまして、いま副町長言われますように、御代田流ということはいいかもしれませんが、私はB & Gに、あそこにあれだけの施設が整っていて、そしてそこにそう大した金額を投入しなくても、本当にすばらしいその健康増進拠点が実現可能だということが考えられるわけですので、これ、是非再度再検討していただきたい。

そしていま、実は町で先ほども話がありましたが、まちづくり補助金制度を生かそうということで、いま取り組んでいる最中でありまして、このところで私なんかは

いまこの医療費をこんなにまで膨張させてしまった、これを茂木町長、これからの茂木町政において、これをいままでと同じような形で増額させていく、あるいは町民の皆さんにその保険料を強いていくということは、これはきわめて責任が重し、罪なことだろうと思っています。したがって、むしろいまのまちづくり補助金、これを町民のその健康増進のために、医療費を抑制する施策のために、そこへ町を挙げて知恵を絞り込んで、具体的な対策をそこへ取り組むべきだと私はそういうふうに考えています。

そんなふうなことで、先ほど申し上げましたけれども、生涯学習の拠点、『エコールみよた』に、もう1つ代わる生涯健康の拠点、このことの実現を是非緊急に町は実現して、そして町民の皆さんが参加して、いま先ほどの笹沢議員が発言しておりますように、町はそのいまの体協も含めて、すごくスポーツ活動が盛んに行われていますし、それからあと、グレードアップ21の御代田ですね、こうしたダイジェストのところも町民の皆さんに広く広報で告知されたり、ダイジェスト版を全戸に配布されたりしているわけですが、実はただ配布されることが目的になっちゃっているんじゃないかと、私は思っています。これをもっともっと、それを理解していただいて、実践していただくことによって、それこそ医療費が徐々に削減してくるということに繋がるのではないかと考えています。是非そんなわけで、私は国保の問題、介護の問題という個別な問題ではなくて、老人保健医療を含めた総合的な対策が必要だと。そして先ほど申し上げましたように、とにかくいまの34億円を超える金額は、それこそいま御代田町の一般会計、それから特別会計を含めた総予算の中の37%を超える金額に及んでいるわけですので、ここを是非改めて、この削減を進める具体的な政策を、それこそ町を挙げて、具体的な運動に何を取り組んだらいいかということ、是非、緊急に検討を重ねていただいて、そしてその方策を是非町民の皆さんに、こういう町をつくっていきたい、こういう健康なまちづくりを進めていくということを町長の口から、是非発信していただきたいというふうに思います。そんなことを町長に再度期待しておきたいと、町長の最後の決意だけをちょっとお聞かせください。

○議長（内堀千恵子君） 町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

町民みんなが健康なまちづくりというのは、本当にだれもが望んでいることだと

思いますし、それは例えばその医療費がどうかとか、介護保険料がどうかという前の問題として、もう人間として生きるうえで一番重要なことであり、また、そうした健康で生涯を送れるということが、本当にその人の人生にとって最高の人生であろうというふうに思っています。そういう意味で、柳澤議員の熱意というものは、非常によくわかるわけですが、ただ、その施設という問題、例えばB & Gの施設をそういうふうにしなければそれができないのかということだと思えます。現在ある施設を町としてその健康なまちづくりとして、どのように活用するか、いま副町長の方から、いわゆるそのマンパワーという問題が出ておりますけれども、いずれにしても、町としてそうした健康に向けたいろいろな体操であるとか、いろいろな講座であるとか、いろいろな意識の向上、また、体力の向上、いろいろなことを進めるうえでは、まずやはりそれを指導する人間がいなければできないという状況だと思えます。したがって、私たちとしては、保健師、管理栄養士をまず増やして、そこでその成果を出していこうと。

いま、実際には、例えば社協などが地域のそれぞれの公民館を使って健康講座といたしますか、そういうこともやっております。これは決して町に1つ大きなものをつくらなければ町民の意識の向上が図れないというのではなくて、そうした地域の公民館の施設を使う、またいろいろな施設を使ったり、既存の施設を使って活用することによって、可能だというふうに考えています。

そうした中で、町民の中でのいろいろな気運が高まってきた中で、柳澤議員、ご提案のようなことが、もしかすると可能なのかもしれませんけれども、現在の段階では、やはりいまある施設を使って、健康なまちづくりに対応していくことが一番必要であるし、また、そうした指導のできるインストラクターや、またスポーツ指導員、そうしたさまざまなマンパワーをやはり育てるということが、どうしても必要だということで、私たちとしては、そのように考えておまして、決して柳澤議員ご指摘の点を、それができないとか、そういうことではなくて、そうしたことで私たちとしては当面、やはりやっけていこうと。そうしなければ施設をつくるということになれば、もう10年とかいろいろ基金を貯めたりとか、そういうスタンスが必要になりますので、即効性という点ではやはりマンパワーをいかに活用するかということで対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 柳澤議員。

○6番（柳澤嘉勝君）　いまの大洋村の旧石津村長ですね、いまのそれこそマンパワーの話、町長は出ましたけど、石津村長は、とにかく町の、要するに行政の中にそのいまの健康増進をするプロの行政マンが絶対必要だということで、そしてその自分の村の担当職員をそういうふう育て上げて、しかもそれを全国に発信して、そうした運動を展開していると。まさにその、それこそまさに人を育てるということが一番いま健康増進にもつながることだということで、町長の意見に私も賛成であります。是非、そんなわけで、町長にも前進的な答弁をいただいたというふうに理解いたしまして、いま申し上げたこの現実に置かれた御代田の医療費の低減、削減に向けた取組を、本当に継続的に、積極的に実施していただきたいことをお願い申し上げます、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（内堀千恵子君）　以上で、通告4番、柳澤嘉勝議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後　2時33分）

（休憩）

（午後　2時50分）

○議長（内堀千恵子君）　休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、市村千恵子議員の質問を許可します。

市村千恵子議員。

（7番　市村千恵子君　登壇）

○7番（市村千恵子君）　通告5番、市村千恵子です。

私は、2つの点について今回質問したいと思います。

まず、1点目でありますけれども、多重債務者の相談窓口の設置をという点について、質問いたします。

さまざまな経済的理由、失業ですとか病気、出産、転居など、そうした理由によって、生活資金に困ったり、いろいろな経済的理由から借金をし、そして多重債務者になる人が、本当にここ数年増えておりまして、自殺者まで出るような事態も引き起こっております。そうした中、重大な社会問題ともなっているわけです。こうした中、行政も積極的に相談窓口を設置し、被害者をなくす取り組みをはじめてい

る自治体もあると聞いています。御代田町の現況と、それから今後の対策、対応についてをお聞きしたいと思うわけです。本当にこの平成12、13年のころより、商工ファンドとか商工ローンとかいうことが騒がれ始め、クレサラというような言葉も、クレジット、サラ金でありますけれども、耳にすることも多くなりました。そうした中、国はこの多重債務問題を非常に大きく捉えまして、昨年12月に国会で貸金業規制法等が改正され、サラ金業者の暴利を生みだしているグレーゾーン金利の是正、政府の多重債務者対策本部の設置などが決められました。政府の対策本部が4月20日、この平成19年4月20日に発表しました改善プログラムというものがあります。その中では、この貸金業の施行にまで地方自治体がとるべき対応というものを明らかにしています。その内容ですけれども、基本的な考え、13ページにもものぼる多重債務問題改善プログラムというものが出されているわけですが、我が国においては消費者金融の利用者が少なくとも約1,400万人、そのうち多重債務状態に陥っている者は200万人を超えていると言われています。そして、昨年の臨時国会において成立した、この改正貸金業法により、貸付の上限金利の引き下げ、貸付残高の総量規制の導入等の施行が講じられることとなったが、これは貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑止、抑制しようとするものであると。

ちょっと何かあれですけれども、特にその多重債務に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談、カウンセリングを行い、そのうえであくまで解決手段の一方法としてセーフティネット貸付を提供するとともに、新たな多重債務者の発生予防のため、金融経済教育の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。また、ヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化も不可欠であるということで、この13ページにわたるその改善プログラムの中には書かれているわけです。このプログラムというのは、本当にもうこの多重債務問題というのは、非常に大きな問題であるということから、国・地方自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととする。また、それらの取り組みとあわせて、多重債務問題が深刻な社会問題であり、この解決が健全な社会の形成にきわめて重要であるということ、国民に訴えていくよう努めるものであるということも明記されています。

ですから、多重債務というのは、個人の責任という部分で言われがちですがけれども、これは社会問題として健全な社会の形成に努めるということで、国を挙げて、

地方自治体をも積極的に取り組むようにというものが、この改善プログラムという内容であります。

そうした中で、済みません、議長、ちょっと資料を配らせていただきたいんですけども、許可をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） はい、どうぞ。

○7番（市村千恵子君） そこには一概には言えませんが、こうした借金に陥る環境と申しますか、というのは、どういったやはり住民生活、国民の生活の中にあるのかなという中で、ちょっと資料を、決算資料からちょっと数字を出して、ここ13年から18年における税金の滞納額の推移、収入未済額ですね、その推移を表にしたものと、それからいままでのその13年から18年度における国保税や介護保険料、水道料、下水道料金などのその収入未済額、当然その年に入ってくるだろうと予測していたけれども、収入として入ってこなかった未済額、滞納額として推移を表にしました。

税金の方は、いろいろ税の改正や何やら、国の方の、あるわけですがけれども、さほど個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、あ、たばこ税は全部入ってきますので、0なんです、滞納はないんですが、都市計画税、これを表にしました。

全体では13年度があわせて2億7,184万円、そして18年度では3億14万円ということで、大差そんなにはないわけです、大きな変化はあれなんです、ちょっとやはり軽自動車税というところでは、13年度は130万円のその未済額、滞納だったわけですが、これが18年度においては318万円と大きく伸びています。また、その下の国保税、介護保険料、水道料におきましては、13年度におきましては、ここで挙げているのは国保税、介護保険料、御代田水道、それから小沼水道、それから公共下水道の使用料負担金ということで、載せてあるんですけども、13年度におきましては、この6項目では6,337万円ほどの滞納、収入未済額がありました。ところが、18年度におきましては、同じ項目を足し上げたものが1億9,439万円と、大きく伸びています。その中でちょっとやはり気になるものが、介護保険料は平成12年度導入されたものですが、28万円の滞納でした。これが5年、18年度、その間には介護保険料の改定、値上げが2回ほどされてきました。そうした中で、28万円が18年度におきましては9月の決算、この間の決算であ

りますが、548万円ほどの収入未済額、滞納があると、かなり大きな伸びとなっています。国保税もこの間二度の値上げというところで、その当時の担当課の課長は、滞納が増えてきているその理由は、やはり二度の値上げによるものだというような話もあったわけですが、平成13年度は4,501万円でありました国保税の収入未済額、それが18年度におきましては1億803万円と伸びているわけです。

一概に、その借金に陥るのがこれだというわけではないんですが、町民の生活実態を見るうえでは、ちょっとやはりこうしたその収入未済額の伸びというのは、非常に的確に出ているのかなという気もするわけです。この方が全部多重債務になるわけではもちろんありませんが、本当に生活が苦しい中での、前は本当にその自分の楽しむために借金をしてというような構造があったけれども、本当に私もこの間、何人かの相談も受けて、実際この多重債務問題でかかわって弁護士さんの方にお連れしたりとか、対応してきたこともあるわけですが、生活費に消えているというような場面も多く見られているわけです。

ただ、一応これはそういったその町民の生活がどういうふうになっているのか、やはりかなり生活が厳しい中で、借金に頼ってしまう状況があるのかなというところを出させていただいたものです。

こうした中で、町としてはこの多重債務もそうでありますけれども、このプログラムの方にも載っているんです。なぜ自治体に窓口を設置して対応にあたるようにというのは、その一番町民に接しているのが地方自治体であるので、地方自治体はその生活、多重債務者における生活状況が見えてくるのではないかと。大体多重債務に陥った人というのは、税金なり使用料なり、やはりそちらの方の滞納もしている人がいるのではないかと。いうところからあるわけですが、町の中ではどのようにこら辺のところを捉えているのか、またいま現在、こうした相談窓口というものは、どのようになっているのか、その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、現在町で行っている状況について、ご説明いたします。

現状、多重債務者の相談については、総務課庶務係で担当していますが、実際に

多重債務に陥った住民が役場に来ることは、ほとんどありません。理由としましては、役場の総務課で相談担当をやっていることを知らないのか、あるいは税等の滞納者であるため、役場に出向くことができないケースが多くあります。

町では、国あるいは県の通知による多重債務者無料相談会のお知らせを広報に載せたり、広域連合が行っています無料法律相談を紹介しております。現在、町にどれくらいの多重債務者がいるか、把握することはできないのが現状であります。役場に相談あるいは電話等で照会があった方については、上田消費生活センターを紹介しております。そこで聞き取り調査をした後、司法書士を紹介しております。

ちなみに、上田消費生活センターに寄せられた相談件数であります。15年度全体で253件のうち、御代田町10件。平成16年度、336件のうち13件、17年度、431件のうち8件、平成18年度、561件のうち15件、19年度は11月30日現在、355件のうち10件でございます。

先ほど、議員さんおっしゃいましたように、本年4月から政府の多重債務者対策本部において設置された多重債務者問題改善プログラムの実施により、いままでは消費生活センターで司法書士、弁護士等の電話番号案内をしておりましたが、今後は、司法書士への予約を各市町村でとる段階まで進めることとなります。いずれにしましても、町には法律の専門家がいるわけではございませんので、各々開催されます相談会場等の講習会に参加し、相談者に対して親切な対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 御代田町もこの消費者センター、今月号の広報『やまゆり』にも、多重債務者無料相談会ということで、上田消費者センターの12月12日水曜日午前10時から午後5時まで、その相談会がありますよという情報も、広報に載ってございましたけれども、いま懇切丁寧にということなんですけれども、その多重債務者、消費者問題窓口とでもいいですか、結構ほかの自治体では消費者関係の相談窓口というものがあって、その中で多重債務者に対する相談会も行っている自治体も多いようなんですけれども、町としては親切に、来たらこういうところで、上田消費者センターでやっていますよというのはお知らせするんでしょうけど、御代田町としてその相談窓口、多重債務者の相談窓口というものを開く考えというのは、あるのかなのか、その点ちょっとお聞きしたいですが。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

○総務課長（古越敏男君） 先般、11月24日、長野県広報、各社新聞に載っておりますが、これだけ大きい広告で載っていたわけでございます。長野県広報によりますと、多重債務に陥ってしまったら、返済のために借金を重ねても、一時しのぎにしかたない。多重債務は借金を法的に整理する特定調停、自己破産などで解決することができるとしています。そして、債務整理には、弁護士、司法書士に依頼するのが一般的と、広告されているわけでございます。

私ども調べてみましたが、長野県町村で専門家を設置しているところはないわけでありまして。いわゆる法律の専門家でございます。いずれにしましても、先ほど私が言ったように、町の方では相談者が来た場合には、相談者からの内容をよく聞き、県の消費者センター等の意見を聞いたりして、弁護士、司法書士の紹介までかと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 実は、小諸市なんですけれども、小諸市の場合には最初平成12年のころから商工ローン、中小業者の人がやはり銀行の貸し渋りとか、ああいふ時代ですね、それでなかなか借りられないという中で、この商工ローンとか商工ファンドに手を出すことが多かったりして、その民主商工会とかが窓口になって、このサラ金のクレサラの問題というものを、相談窓口を取り組んできた経過がある中で、小諸市もやはりこの改善プログラムによるように、自治体も相談窓口にしっかりやるよという中で、市もしっかりとこの小諸・北佐久クレジット被害をなくす会というものがあまして、それが毎週水曜日、3時から5時まで、小諸市民会館の会議室で相談事業を行っているわけです。市民の相談室の一環としてやっているということで、このやっていることをしっかりと広報誌にも載せていますし、それからその使っている会場については、小諸・北佐久クレジット被害をなくす会が使っている、相談をやっている会場費は市がもってくれるというようなことで、こういう運動団体とも取り組んでいる、先ほどもプログラムの方でも国・自治体はもちろんそうだけれども、そういう運動団体とも連携しながら、取り組んでいくことがベターだというような内容でもありましたので、こうした、先ほど上田消費者センターの方での件数も言われましたが、非常に小諸、このクレジット被害者の相談室にも訪れているんですね。平成12年で35件、13年が67件、14年は

153件、15年が307件、16年が127件、17年が111件、18年は134件、平成19年度、今年は8月現在ではもう70件、小諸・北佐久ですので、御代田の方もやはり行っているそうなのですが、ちょっと御代田の人が何人ということで集計はとっていなかったということで、わからないわけですが、小諸でもこういう中での相談のこれだけの数があるという中で、是非ともやはり御代田町も相談窓口を、専門の人を置くというわけではなく、こうした団体が例えば小諸は週1回ペースでできるけど、この北佐久被害の相談日を御代田でやるとしたら、月1ぐらいはその相談に乗る人、この人たちは専門ではないにしても、こういった学習をたくさんやっている団体なんですね。ですから、こういった方向というか、もうこれが本当に弁護士が必要なのか、司法書士でやらなきゃいけないのか、あとは運動ですから、こういう多重債務に陥らないように、自分たちが、自分が勉強していくという意識改革をしていくということが重要だということなんですけど、こういう団体が協力を求めた場合というのは、町としても協力する考えというのはあるでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

○総務課長（古越敏男君） 小諸・北佐久でそういう会があって、御代田も参画してくださいということなら、うちの方も参画したいと思います。また、広域連合には、広域住民からの各種相談を受けている顧問弁護士が2名おります。前は各町村を回っていたわけですが、現在は広域の事務所一本でやっておりますが、そういうようなものも紹介したいと思っています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） そうですね。本当にこの多重債務者の問題というのは、その個人も大変でありますけれども、やはりどんどん雪だるま式に借りては返し、借りては返しでは解決しないという中で、中には先ほども課長が言ったように、その特定調停制度でありますとか、任意整理とか、自己破産制度とか、民事再生法なんかもその事業をやっている人にはあるわけですが、過払いという部分のこともいま結構多いわけです。先ほど言いました金利のグレーゾーンというのが、今度改正されて、厳しくなりましたよね、利子というのが。いままでは本当にもう法外な金利をかけても全然それが罷り通っていた中で、一生懸命返済しているんですが、それがもう元本よりも返済金の方が多くなっているというような事態もあって、それ

できちんと専門に相談したところを、やはり過払い分があったというところで、過払い請求によって戻ってきているということもあります。ですから、この多重問題というのは、本当に個人の問題ではなく、やはり町民の健全な生活という中で、町としても積極的に取り組んでいくべきだなというふうに思いました。

ある自治体では、ホームページの中にその消費者相談窓口というのがあって、そこをクリックすると、多重債務というところに行くんですが、そこには任意整理、過払い請求の事例とかいって、出ていました。この方は、425万円も多く払っていたことがわかったということで、それが戻ってきたというような事例がホームページに載っていたりもするので、やはりこうしたところの、借金しても何とか解決、方策はあるんだよという、こういう窓口のところに行けば、何かしらのちゃんと方向性が示されるんだよというものを、町も積極的にその方法なり、かけていっていただきたいなというふうに思います。

ではこの点については是非、相談窓口はその団体の人がやるというときには協力するというので、町独自ではちょっと難しいということですかね、はい、でよろしいですか。

それでは次に移ります。

高齢者を取り巻く医療制度の中身なんですけれども、今回、先ほども町民課長、説明がありました、昨年、この6月14日に医療改革関連法案というものが強行採決されたわけでありまして。この医療改革関連法案の中には、さまざまな高齢者の医療改革というものが盛り込まれました。先ほど来、話に出ています、後期高齢者医療制度の新設も然ることながら、70歳から74歳の医療費というものが、1割から2割になるとか、それから国民健康保険の65歳以上の方のやはり年金天引きということが、この関連法案の中で決まってしまうわけなんですけれども、まず先ほども後期高齢者の部分で課長が言われてきたわけですが、この年金からの天引きという点について、国がそういうふうにしてから地方自治体としてはもう致し方ないというのは、当然わかるわけなんですけれども、しかし、本当に年額18万円、月額でいえば1万5,000円からの人から、その年金から天引きするというやり方に対して、担当課なり、ま、町長もそうですが、どのように捉えていらっしゃるかね。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 担当としては、来年の4月からの前期後期高齢者が始まりま
すと、かなりの年寄りの方には負担していただくということは、重々わかっており
ます。しかし、これは一応、平成18年の4月から始まっています医療制度改革に
基づいて、順次やってきた制度であります。これをいまここで変えるというわけに
はいかないというふうに考えております。以上であります。

○議長(内堀千恵子君) 市村議員。

○7番(市村千恵子君) 国がやってきたものに対して、自治体としてはそれをやらざる
を得ないということはわかりますが、やはりこの年額18万円からの人からも天引
きするという点については、担当課としては非常に苦しいということの理解でよろ
しいですか。

○議長(内堀千恵子君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) ……。

○7番(市村千恵子君) はい、苦しいということですよ、大変。

そうなんです、本当にこの、年額18万円の中から、この医療費だけではなく、
もう介護保険も既に取りられているわけですので、非常にもう許せない内容ではある
わけです。

この後期高齢者75歳以上の方が来年4月から加入させられるわけです。いま国
民健康保険や組合健保に入っている方は、すべからく脱退させられて、この後期高
齢者だけの保険に組み入れられます。それで、いまこの家族に扶養されている低所
得者も含め、すべからく年金から天引きされていく、年額18万円以下の方は自分
で払いにいくということではありますけれども、制度もなかなか決まってこない中
で、この周知徹底、周知といいますか、町としてはどのような形で進めていこうと、
現段階では考えているのでしょうか。

○議長(内堀千恵子君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) お答えします。

長野県の広域連合であります、12月中旬ごろから来年の1月にかけて、県内
各戸配布するパンフレットをつくるという形で、いま動いています。そんなもので
すから、それが来たときに、町としては各戸へ配布していきたい。それとまたあわ
せて、広報『やまゆり』等で詳細な広報をしていきたいというふうに考えておりま

す。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） で、いま、広域連合の方から出てくるものを紙面というか、紙を、パンフレットを配るといことなんですが、本当に今回の広報『やまゆり』のその町税、町民税の税源移譲という部分とかも出てくるわけですが、本当にこの制度自体が紙だけでは理解し難いといいますが、わからない、さまざまなそれでこの後期高齢者医療制度の中身というものもかなり具体的に、個別に違ってくる状況というのものもあるわけですね。国保から加入する人、それから自分の息子さんのところに入っていたところから、健康保険から入ってくる人、それによってさまざま、そしてまた、年金の収入というところでも、保険料というものも違ってくるわけですね。じゃあまずその1点なんですけれども、保険料なんですけど、先ほども説明されたわけなんですけれども、この保険料というのは、年金額、収入によって違います。広域連合の議会の方で、いま課長おっしゃったように、12月の半ばぐらいですか、条例によって決まって、あ、保険料というのは、いつごろ決まる、はっきりと、いま示された、先ほど言われました、長野県は6万5,017円で所得に応じて軽減措置を考慮すると、5万552円、月額では4,587円が平均保険料であるというようなことが市町村担当者会議で決まった、決まったというか、報告があったという報道があったわけですが、これが決まるのはいつでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

この広域連合には、当町の土屋議員が委員として当初から入っておりますけれども、この保険料につきましては、11月末の議会の中で承諾をされたというふうに思っております。その内訳であります、長野県の場合については均等割が3万5,787円、それから所得割が6.53%、1人当たりの保険料ですが、年額6万5,017円、ここへその所得の段階に応じまして7割5割2割軽減かけた保険料が平均して5万5,052円というふうになるということでもあります。これは決定であります。これはもう広域連合の発表でありますので、もうこれは議会の中でも承諾されておりますので、決定だということでもあります。

それからもう一度、この広域連合の後期高齢者について、もう一度ちょっとポイントだけお知らせしたいというふうに思います。

この後期高齢者医療制度であります、制度の運営は長野県後期高齢医療者広域連合、要するに長野県であります、長野県の広域であります、81市町村、すべてが入った中でこれが運営がされていくということであります。それと、75歳以上の方、それから一定程度の障害の認定を受けた方は65歳であります、この方が対象ですよということであります。それから保険料は広域連合が決定し、原則として年金から特別徴収すると。

それから対象になる方全員であります、75歳以上の方であります、これは独自に保険証が1人ひとりに1枚、1人に1枚の保険証が交付されるというものであります。それから医療費の窓口負担であります、これは一般の方は1割、それから現役並み所得の持っている方は3割という形の中で、いままで老人保険制度に入っていて医療費無料だった方も、今度は来年の4月からは、原則として1割の医療費を支払ってもらうというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それでですね、本当に先ほどから年金天引きというのは、いまもあったように、7割5割軽減のを受けて、月額4,587円だというような数字が出されました。介護保険料の、御代田町の、当町のその平均、ちょっとこれ9月ごろ出していただいた数字ですけれども、4,460円ということであります。これ75歳以上ですね、介護保険を払っている人の平均が4,460円、月額。合わせますと、9,000円になるわけですね。ま、1万円近いものが、もう年金から天引きされてしまう。本当に月額1万円、1万5,000円以上から天引きということは、そこで軽減策としてその両方合わせて年金の半分以上になる人は、それなりの措置が、半分以上の場合には引っこくらないよというあれもあるらしいですが、1万5,000円から1万円引かれて、半分といっても、本当にどうやってという思いでいます。これがスタートになる。先の参議院選挙で大敗した自民党ですね、その中でこの後期高齢者医療制度の保険料を、保険料徴収を半年間凍結というふうになったわけですが、私はちょっと勘違いして、凍結というと、皆さんもそうなんです、あ、じゃあ75歳以上全員が凍結なのかと思うんですが、全然中身は、サラリーマンなどの扶養者のみというふうにあるわけですが、これは事実といいますが、実態でしょうかね、この制度の。その点について。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

被扶養者、要するに社会保険、国保じゃなくて、社会保険とか政管健保入っている方の、当然今度は、いままではその扶養になっていた方がいるわけですよ。その方が当然今度は皆さん、後期高齢医療へ入りますから、その方については半年間は保険料はかかりませんよと。それから残りの半年については、均等割の9割を減免していきますよというのが、いまのいう被扶養者の関係の制度であります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） そうしますと、いま現在、その国保世帯の場合の扶養者というのがありますよね。75歳以上で国保に加入している、国保の扶養。その点についてはどうなるんですか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 国保の世帯の人も同じように、制度になっていきます。あくまでもその均等割の減免というのは、被扶養者の関係の、要するに社会保険などに入っている被扶養者のみが受けられる措置であって、国保に入っている方については、そういう措置はいまのところありません。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） だから、国保の場合もいま世帯課税だから、夫婦で75歳以上いる場合は、お父さんだけが払っているわけですよ。だけれども、来年4月からはその奥さまも1人ずつ払うということによろしいですか。ちょっとはっきりと答えていただきたいです。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 市村議員の仰せのとおりであります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） ですから、本当に凍結というと、みんな凍結だと思うんですよ、75歳以上の方は。でも国民健康保険世帯主が国保に入っている場合、その扶養者であるおばあちゃんは、もう取られるわけですよ。1人ということがね。そういうことがもう本当にわからないうちに、もう4月実施というのは、非常にこの制度自体が問題あるだろうというふうに思うわけですがけれども。

またこの保険料が、先ほども財源内訳の中で説明されました。まずはその75歳

以上の人が10%受け持つんだと。介護保険でいういま18%という部分のところを、ですよ、保険料10%、しかしね、この10%というのも、今回長野県は全国でも一番低くなりました、6万、えと、あれを抜いても6万517円ですよ。軽減措置を入れると5万5,000円、あ、6万5,017円ですよ。この6万5,017円というのは、もう全国でも本当に低いんです。でもそれは長野県がずっとやはり保険事業下いろいろ医療費が安いという中でなったわけですけども、介護保険と同じように、またこれはずっとこの値段で行くわけじゃないんです。2年後に改定されるんですね。この2年後に改定されたときに、その2年間の保険給付、医療費ですよ、医療費が伸びればまたどんどん上がっていく、年金の天引きが増えていくというのが実態なんです。これも私の言っていることで間違いのないわけですよ。2年ごとの見直しで医療費が上がるとこの10%の分が上がる。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

6万5,778円の根拠は、平成20年、21年度の保険料であります。いま申し上げましたように、それは全国で長野県が一番、47都道府県中一番下という医療費を勘案した中で、6万5,787円という設定をさせていただきました。しかし、これがいまの言う状況の中で、市村議員仰せのとおり、医療費が当然上がればその分は2年後には保険料の方へ跳ね上がっていくだろうというふうに考えられます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それで、本当にこの医療改革関連法案の中には、先ほど来、言っているように、65歳から74歳の国民健康保険税の年金天引きというのもあるわけです。

本当にこの質疑の中で、この65歳から74歳の世帯数は、どのくらいという中で415世帯で、ここから年金から天引きされるであろう世帯は377世帯であると。普通徴収、自分でお金を払いに行く世帯が38世帯あるという会計責任者のお話だったと思うんですけども、本当にこの普通徴収の38世帯の人、どんな、ま、そのときに大体生計者が家族がいて面倒をみてもらっている人がほとんどですという話がありましたけれども、こういう中で、本当に生活できるのかというのがあるわけですけども、こうした介護保険、後期医療保険、国民健康保険税、全部年金から天引きされて、本当に生活困窮の高齢者、生活保護というのをすぐ国とかは生

活保護がありますよと言いますが、本当に生活保護がセイフティネットになっていないというのが現実です。ハードルが本当に高いです。ですから、こういった中でこの、本当に低所得者に対する対策として、町として取り組む考えというのはどうなんでしょうか。あるでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） これにつきましては、低所得者への措置という形の中で、いま国保でやっております、7割5割2割軽減、これは引き続き後期高齢者に移行しても、前期高齢者に移行しても、これはこの対象にはなるということでありますので、当然軽減措置がかかっていくだろう、一定所得が以下の方については、かかっていくだろうというふうに思います。それからこのほかにも生活が困難な方、要するに災害とか収入のいろいろな低い方とかありますけれども、そういう方が収入を持っている方が、要するに病気とかいろいろな失業とかという、そういう措置がなされた場合については、これも保険料減免という、今度は軽減とは違いますけれども、減免という措置が国保と同じように適用になるというふうに、いまのところ広域連合では発表しております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、一定世帯の、一定収入の世帯には軽減措置がかかるというふうな話がありました。けれども、その夫婦でいる場合、片方が一定を超えた場合は、世帯で見られるというようなことが何か書かれてあったわけですが、そうすると、片方がその規準よりも若干多い年金をもらっていると、もうそこはその7割5割2割の軽減はかからないというふうなことがあったんですが、その点についてはどうですか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 軽減の措置の場合にであります、当然、いまのいう7割5割2割、要するに7割というのは所得が33万円以下の場合については7割軽減していきますよ。5割というのは、33万円プラス24万5,000円プラス扶養人数であります、これについては5割にしていきますよというのが7割5割2割軽減であります。

しかし、今度の後期高齢者も、これに沿ってやるわけでありましてけれども、例えばいま国保に入っていて、その被扶養者になっていて、息子が例えば、当然個人の

場合については7割5割の軽減を受けるかもしれないけれども、保険証がその世帯が一体になっていることによって、これ息子さんなりの所得がかなりあったという場合については、この方についてはその息子さんの所得が今度は均等割のいまの言っている7割5割というのは均等割ですので、均等割の軽減措置から外れていくというのが今度は出てきます。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） そうなんです。非常にわかりにくい制度でありまして、本当に、じゃあ自分はどこに当てはまるんだというのが、本当にその広域連合が示すパンフレット1つでわかるのかというのが、非常に疑問であります。だから、本当にここに対応していかなければいけないくらいの制度改正であるのにもかかわらず、いまだこの12月、4月実施なのに何も示されてこないというこの国のやり方に対しては、やはり私たち地方議員としてもしっかり今回あれが上がっているんですよ、陳情が。是非もう国の方に意見を出していかなくちゃいけないなというふうに、もう撤回、中止撤回を求めるというふうには来ているんですけど、その気持ちではありませんけれども、議会としても是非そういった意見書を上げていくように、自分としては頑張っていこうとは思っているんですが、町長として、町としては、この大体町単独でもそうですけれども、この北佐久郡なりのその町村会なんかでも、そういった話というのは、どうなんでしょうか。出ないんでしょうか、意見書、案みたいな。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

いま、町民課長の方から今日いろいろな形でご質問を受けてお答えしているわけですが、国の制度そのものがなかなか決まってこないという流動的な中で、この制度そのものが議員ご指摘のように非常に複雑であり、わかりにくい。これは私は担当では、担当課長はこの間ずっとやっているのだからわかると思うんですけども、私などにもこれは、聞かれた場合、どうなっているのかということの説明するのは、本当に難しい内容になっていますので、ましてや、町民の皆さまに周知徹底ということは、非常に大変なことだろうと、ご指摘のように本当に1人ひとりの対応というようなことがなければ、本当に理解してもらえない、またそれをやっても

理解されるだろうかというような思いはありますから、4月実施でこのままいった場合には、おそらく役場には苦情といたしますか、そういうことがもう殺到するだろうということは、大いに予測できることであります。

しかし、町として、可能な限り、いまできることは何なのかということでは、やはり国の方でそうした制度をいろいろな形で確定した段階で、町としては4月1日からこの制度がトラブルがなく実施できるようにするというのが、町としてのいま一番必要な対応になるというふうに思っています。町民の皆さまが混乱することのないよう、そのように対応していきたいと思えます。町村長の中では、なかなかこうしたものについて、非常に不確定なまだ、4月1日から実施するということがはっきりしているのと、平均保険料が確定したということだけであって、非常に不確定な内容がありますので、そうした議論はありませんけれども、今回、今度のこの議会を通して、この後期高齢者の医療制度について、こうした議論が深まったことが、町民の皆さまにも良いアピールになったといたしますか、お知らせすることができたといたしますか、そういう機会になったのではないかなというふうに感じています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 先ほども国保のところで町民課長が答えていました。本当にもう1つ大変な内容もあります。保険証の取り上げ。私たちは取り上げと言いますが、その短期保険証、資格証明書の発行であります。いままでこの老人世帯、保険料滞納した場合、私も何度か国保の資格証明書と言いましたが、老人世帯には発行していませんというのを言明されてきました。それはちゃんと法律に基づいて、老人保険法の中で規定されていて、老人世帯には短期交付証、資格証明書は発行しないということが明記されていましたが、今回の改正の中には、この条文も削除されました。保険証の取り上げが可能となりました。先ほども国保のところで課長がおっしゃっていました。本当にもう保険証も取り上げられ、年金から取られたら、本当にどうやって医療って、医療かかるのという思いであります。この国民健康保険証の、国保の資格証明書の発行もしていない自治体もありますが、御代田町は国の勤めるとおりにやっているということなんです、この後期高齢者医療制度の資格証明書の発行、1年間滞納すると資格証明書、それから短期保険証の交付というのが出されているわけですが、御代田町はどのように対応していく考えでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

現在の関係であります。医療機関に受診する場合には、先ほど言いましたように保険証と老人医療受給者証、これをセットでお渡しして、お医者さんにかかっているという形であります。しかし、今後については、この後期高齢者医療保険証、これのみを提示することによって、お医者さんにかかる、れるというものであります。しかし、この資格証明の関係であります。保険料を滞納した場合については、滞納者と接触し、窓口での保険料の納付を直接働きかける機会を確保する観点から、国保と同様に、通常と比較して有効期間の短い短期証を発行することができるという広域連合の考えでありまして、また、滞納発生後1年を経過した滞納者に対して、特別の事情がない限り、国保と同様被保険者証の返還を求め、被保険者証資格証明書の交付を行うというものでありまして、資格証明書の交付というのは、負担能力があるにもかかわらず支払わないような、悪質なものというふうに捉えておりまして、広域連合にお聞きしたところ、これに該当する人は、かなりいまの言う国保の状況と比べると低いだらうというふうに考えているという回答でありました。それとまた、私が先ほど古越議員のときにも答弁したわけでありまして、この高齢者につきましては、私は先ほどから言っていますけれども、優良納税者だと言っています。これは何でかということ、いままでの御代田町の国保の状況を見ていただければわかりますが、ある高齢者については、それなりに納めてきていただいている。先ほど言いました国保の滞納額1億何千万円でありましたけれども、そうではなくて、かなり少なかったはずで、それが今度は後期高齢者に行くことによって、逆に国保の方の徴収率が優良納税者が後期高齢者に行くことによって、御代田町の国保会計がかなり滞納額が出てくるだろうと。逆にそちらの方を私は今度は資格証明、短期証明なり資格証明書をどういうふうにやっていくかということで、そちらの方が逆にむしろ心配になってくるかなというふうには考えております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それで今年の6月末に強行採決された社会保険庁改革関連法案で、年金保険料の未納対策として、国民年金保険料を滞納すると、市町村は来年4月から罰則として、国民健康保険証を交付せず、短期保険証に切替えることができ

るようになったとあるわけです。本当にこうしたことは、事実というか、こういうことが4月からされるのでしょうか。また、される場合、町はどのように考えていますか。こういう事態もあるわけですが。

○議長（内堀千恵子君） ……内容……。

○7番（市村千恵子君） 社会保険庁の改革の中で、この年金保険料、国民年金保険料を滞納すると、資格証明書を発行できるようになったということなんですけれども、これはちょっと、ま、65歳、あれにはなるんですけれども、年金を払っていない人には、だからこれは高齢者とはちょっと違うんですが、国民年金を払っていない人には今度、健康保険証も資格証明書を発行することができるというのができてきたらしいんですね。そこはまだあれですか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） ちょっとその部分については、まだ具体的な把握はしておりません。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 本当にわからない中にどんどんこういうことが組み込まれ、そしてやがてはわからないうちにもう実施というようなことが起こってきますので、ここの事実をちょっと確かめてありましたら、是非こういうこともきちんと広報をかけていただきたいなというふうに思います。

もう1点は、保険料のこの後期高齢者医療制度、保険料も年金天引きとありましたけど、今度は後期高齢者になると、その診療内容というものもかなりいままでの現役の人たちとの診療が別立て、診療報酬が別立てになって、その診療に対して差別化が持ち込まれるというのも、かなり報道されているわけですけど、ここの点については、まだあれでしょうか。医療、診療報酬をいままでは出来高払い、何度も注射行ったりなんかしても、結構その保険料がみられていたわけだけれども、もう75歳以上になると、もう注射は何回とか、この病気はもう上限が決められて、それ以上はもう受けられなくなる、というのは、高齢者はある程度こう、病状に変化がないという中で、こういうことが決められてきているわけですけど、この内容については把握しているのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

医療機関にかかった場合についてであります、75歳以上の方でありますけれども、例えば月収28万円以上で課税所得が145万円、これは現役並みであります、この方については、外来診療で月額4万4,400円がアタマです。それから入院等自己負担の限度額であります、これが8万100円プラス1%であります。多分、一般の方、それから低所得者の方についてですが、この方については、一般の方については限度額が外来の場合1万2,000円。それから自己負担額の最高限度額が4万4,400円。それから低所得については、年金も80万円以下とかそういう方がいるわけですが、この方については外来、個人ごとについては8,000円。それから自己負担、限度額であります、2万4,600円と1万5,000円というような数値が国から示されております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員に申し上げます。

制限時間が近づいておりますのでまとめてください。

○7番（市村千恵子君） はい、わかりました。

いまの自分の払う医療費の限度額をおっしゃっていただいたわけですがけれども、その診療の内容というの、今度差別されるんですよ。もう現役というか、若いその人たち、74歳以下の診療の中身と、それから75歳以上の診療の中身、そういうものがもう別個にされて、高齢者は本当に医療が、果たして十分な医療が受けられるのかというような内容がいま検討されているんです。それが検討されているわけですから、4月1日にボンと決まって、もう老人の受けられる医療ですね、どういう医療を受けられるかというのが、もう狭まってくるということなんですよ。医療費が伸びないようにというのが、この法案の中身ですから。ですから、もうそういうことも踏まえますと、本当に大変な問題だと。

それで、この後期高齢者の凍結見直しの請願というのは、地方議会、長野県、高知県、和歌山県、大阪、名古屋市、ま、東京、千葉、埼玉、神奈川の1都3県は連名で、国庫負担の増額などの制度見直しを国に緊急要請しています。それで、この全体では280もの請願が国へいま上がっています。今後もきっとこういう実態がわかるにしたがって、地方議会からの意見書なり陳情というものが上がっていくのではないかと思います。その中で貴重なあれがあったんですが、東京都の知事です、東京都の石原慎太郎知事は、9月26日の東京都議会で、結果として、貧しい年寄り早く死ぬというようになっては決していけないと答弁して、都としての対応を

約束するという、異例の事態となっているということもありました。本当に4月1日実施なわけですが、町民の皆さん、本当に高齢者の人が安心して受けられる医療制度となるように、今回請願も上がっていますので、是非国の方に上げていきたいなということを申し上げて、私の質問を全部終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告5番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上で、一般通告質問のすべてを終了いたしました。

明日は休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時49分